

第9回「化学物質と環境に関する政策対話」

議事録

1. 日時 平成27年12月25日(金) 14:00~16:30
2. 場所 大手町サンスカイルーム 27階 A室
(東京都千代田区大手町2丁目6番1号 朝日生命大手町ビル27階)

3. 出席者

【メンバー】(敬称略、五十音順)

淑徳大学人文学部 教授 [座長]	北野 大
国立大学法人東京工業大学大学院 総合理工学研究科 教授[座長]	村山 武彦
国立大学法人横浜国立大学 大学院環境情報研究院 准教授[座長]	亀屋 隆志
一般社団法人日本自動車工業会 環境委員会 製品化学物質管理部会 副部会長、トヨタ自動車株式会社	浅田 聡
主婦連合会 会長	有田 芳子
特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事	井上 啓
農林水産省 大臣官房 参事官	大友 哲也
日本生活協同組合連合会 環境事業推進部	小野 光司
オフィス条約を日本で実現する NGO ネットワーク 運営委員	橋高 真佐美
ジャーナリスト 環境カウンセラー	崎田 裕子
一般社団法人日本化学工業協会 常務理事	庄野 文章
環境省 総合環境政策局 環境保健部 環境安全課長	立川 裕隆
大阪府 環境農林水産部 環境管理室長	谷口 靖彦
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 事務局長	中下 裕子
熊本学園大学 社会福祉学部 教授	中地 重晴
電機・電子4団体 製品化学物質専門委員会 副委員長、富士電機株式会社 【山田 真理子委員の代理出席】	西沢 茂
日本労働組合総連合会 総合労働局 雇用対策局 次長	丸田 満
厚生労働省 医薬・生活衛生局 審査管理課 化学物質安全対策室長	美上 憲一
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 分析官 【森戸 和美 化学物質対策課長の代理出席】	柳川 行雄
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課長	山内 輝暢
日本化学エネルギー産業労働組合連合会 JEC 総研代表	山本 喜久治

4．議題

前回の振り返り

第4回国際化学物質管理会議（ICCM4）の結果について

今後の政策対話の議題等について

その他（労働安全衛生法の改正について）

5．議事

5．1 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。よろしいでしょうか。山内課長がまだお見えになっていらっしゃらないですけれども、申し訳ございませんが、時間になりましたので、開始させていただきたいと思います。

ただいまから第9回化学物質と環境に関する政策対話を開催いたします。

皆様、年末のお忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず初めに、今回新たにご参加いただくメンバーのご紹介をさせていただきたいと思います。クリップをお外しいいただきまして、議事次第の次に出席者一覧、座席表がございますので、ご参照ください。

行政における人事異動に伴いまして、厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課化学物質安全対策室長として倉持憲路様にかわりまして新たに美上憲一様にご参加いただいております。よろしくお願ひいたします。

また、農林水産省、大友様について組織名称の変更を反映しております。

続きまして、代理出席といたしましては、電機・電子4団体製品化学物質専門委員会委員長の山田真理子様にかわりまして、同製品化学物質専門委員会副委員長でいらっしゃいます西沢茂様にご参加いただいております。よろしくお願ひいたします。

また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長、森戸和美様に代わり、同化学物質対策課化学物質国際動向分析官、柳川行雄様にご参加いただいております。よろしくお願ひいたします。

また、本日ご欠席の方としましては、日本石鹼洗剤工業会環境委員長、内海実様、それから、住友化学株式会社理事・生物環境科学研究所長片木敏行様からご欠席のご連絡をいただいております。

事務局は、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課とみずほ情報総研でございます。よろしくお願いいいたします。

また、この政策対話は公開で開催しておりまして、プレス取材の方々も傍聴席にいらっしやいますことを申し添えます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第の後ろに続きまして、資料1、前回政策対話の議論及び開催後意見の整理がございます。

続きまして、資料1別添、第9回「化学物質と環境に関する政策対話 - ホットスポット、ウィークポイントの整理・見える化 - 」ということで小野委員提供資料がございます。続きまして、資料2、第4回国際化学物質管理会議（ICCM4）の結果についてでございます。

続きまして、資料3-1、政策対話の今後の進め方について、資料3-2、前回提起された事項についてでございます。続きまして、資料3-2の別添としてリスク教育タスクグループの活動概要ということで村山先生からご提供いただいた資料がございます。また、その資料3-2の別添2化学物質のリスク管理に関する専門家人材育成の取り組みということで庄野委員からご提供いただいた資料がございます。続きまして、資料4、労働安全衛生法の改正についてでございます。

その次は参考資料でございます。参考資料1、政策対話の設置要綱改定案、参考資料2、第8回化学物質と環境に関する政策対話の議事録、参考資料3としまして、今後の議題についてですが、これは前回お示しした資料をもう一度お付けしているものでございます。全てお手元にお揃いでしょうか。ありがとうございます。

また、一般傍聴の皆様には、入場時に本日のご感想などを記入いただくアンケート用紙をお配りしておりますので、お帰りの際に受付までお渡しくくださいますようお願いいたします。

続きまして、新たにご参加いただく委員の方から簡単に自己紹介をいただきたいと思えます。美上様、一言お願い申し上げます。

美上氏 厚生労働省の美上でございます。10月に異動してまいりました。今後ともよろしくお願いいいたします。

事務局 ありがとうございます。続いて、西沢様お願いいいたします。

西沢氏 製品化学をやっています西沢と申します。電機・電子4団体です。よろしくお願いいいたします。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、参考資料 1、設置要綱の案をご覧くださいませでしょうか。

前回、第 8 回政策対話におきまして、北野先生、村山先生、亀屋先生の 3 座長の形で共同座長体制へ移行させていただくことについてご承認をいただいたところでございます。それを設置要綱に反映しておりますのがこちらの案でございます。

下線部のところをご覧くださいますと、2 の構成メンバー、(2) のところで複数の学識経験者による共同座長制とするというところ、また、4 の進行のところ、議事進行役は、共同座長のうち 1 名が務めると記載しております。

また、先ほどの構成メンバーの変更を裏面の名簿に反映しております。

こちらの内容で特にご意見等ございませんでしょうか。もしなければこれで設置要綱の案をとらせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、こちらの設置要綱の案をとらせていただきまして、設置要綱とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、今後の進行でございますけれども、北野先生には引き続き共同座長としてお力添えをいただくことを願いつつ、今回につきましては、S A I C M のセミナーでもパネルディスカッションのコーディネーターをお務めいただいたことでもありますので、村山先生にお願いしたいと思っております。皆様、いかがでしょうか。

ありがとうございます。

私から簡単にこの後、議事の紹介をさせていただきますと、その後、村山先生に議事進行をお願いしたいと思います。

議事次第をご覧くださいまして、2 . 1、前回の振り返りがございます。続きまして、2 . 2、第 4 回国際化学物質管理会議 (I C C M 4) の結果について、こちらはご参加されていらっしゃいました立川課長からご報告をいただくこととなっております。続いて、2 . 3 ですが、今後の政策対話の議題等について、今後の議題について前回もご議論いただきましたけれども、じっくり時間をとって具体的にご議論いただければと思っております。その他といたしましては、労働安全衛生法の改正についてご報告をいただきたいと思っております。

それでは、この後の議事進行を村山先生にお願いいたしたいと思っております。村山先生、よろしくお願いいたします。

村山座長 それでは、今日の進行ということですので、よろしくお願いいたします。

亀屋先生を含めて、北野先生から考えると、一世代以上若いということですので、皆さん話しやすくなるかどうかわかりませんが、政策対話としてよい方向に進むように努めたいと思

ます。よろしく願いをいたします。

まず、確認とお願いをさせていただきます。1つは、これまでこの会合では、皆さんお呼びするときに「さん」付けをしていたということですので、これを踏襲させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、今日も議題が盛りだくさんですので、ご発言いただく際はできるだけ要点をまとめてお願いしたいと思っております。ぜひご協力のほどよろしく願いをいたします。

では、議題の1つ目として、前回の振り返りであります。9月3日、政策対話が開かれていますので、これについて資料の説明、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、資料1をご覧くださいませでしょうか。

前回政策対話の場でいただいたご意見と、その後メール等で事務局にいただいたご意見をまとめているものでございます。

前回、第8回政策対話では、I C C M 4に向けて、環境省やほかの委員からご発表いただきまして、いろいろご議論をいただいたところでございます。

その中で出てきた議論として、上から箇条書きにしておりますけれども、崎田委員から化学物質のライフサイクル全体を考えた管理のためには、情報提供を工夫していくことですか、企業、行政、市民・N G Oなどが連携して取り組む必要があるといったご意見をいただいております。

続きまして、そういったことを具体的に進めていく上で、例えば自治体が運用していくにはどうしたらいいか、産業界の協力も必要であるということですか、G H Sの絵表示をもっと活用できないかといったところを中地委員からご意見いただいております。また、具体的な水銀への取り組みについてご紹介いただいたところもありましたので、そういった先進事例について積極的に情報発信していく方法はもっとないだろうかといったところを有田委員からいただいております。

その下も水銀に関するご指摘ございまして、過去に製造された製品をどう表示していくのかですか、表示を担保するために試買調査をしていきますというところをいろいろと具体的にご指摘いただいたところでございます。

めくっていただきまして、次はS A I C M国内実施計画点検報告書の取りまとめということで、関係省庁連絡会議で取りまとめたものをこの第8回の政策対話の場でご報告させていただいたのですが、それに対するコメントということで、橘高委員から2020年に向けて具体的にどのような取り組みを行っていくのか、目標と課題を明確にした上で進捗評価を行ってい

けるように実施計画を見直す必要があるのではないかというご指摘をいただいております。ここは定量的な進捗評価はなかなか難しいというところがございますが、しっかり取り組んでいきたいところで立川課長からも回答をいただいているところでございます。

続きまして、今後の議題に関するご質問、ご指摘で、冒頭のところは中下委員からいただいたご意見でございまして、政策対話は単なる情報共有にとどまらず、何らかの合意形成を図っていくことを目標にすべきではないかといったご意見をいただいております。例えば具体的なテーマとしては、化学物質の使用製品における表記の統一ですとか、含有される化学物質について調べることができるウェブサイトの構築について合意形成できないかといった点、また、天津の事故が8月にありましたので、緊急時の対策についても議論してはどうかといったご意見をいただいております。

その下、中地委員からのご意見でございまして、EPIに関連するような話題は日本でどんな取り組みができるのかという観点、それから、事故や災害等の緊急時における対応について計画を策定して周辺住民とコミュニケーションを図るといった、そういう対応のあり方について議論する必要があるというご指摘をいただいております。

続きまして、井上委員からのご意見でございまして、リスクコミュニケーションを実施するための制度や人材育成の体制が重要ではないかといったご意見、それに呼応しまして、庄野委員からリスクコミュニケーションの実施促進には、そのベースとして化学ですとか科学、サイエンスに対する理解・知識が必要であるという点、それから、初期教育だけではなく技術やリスク評価に関する専門家の養成も必要であるというご指摘をいただきました。

続いて、山本委員からは人材の不足について懸念がありますといった点、それから、橘高委員からは、さまざまなステークホルダーが集まる政策対話の場なので、各省の所掌にまたがる問題についても、もっと議論していったらどうかと指摘をいただいております。

ここまでが政策対話の場でいただいた主なご意見でございまして、右側の3ページのところは政策対話の開催後にいただいたご意見でございます。

谷口委員から事故・災害時の対応を取り上げてはという点、浅田委員からは、輸送・貯蔵の観点での議論があってもいいのではないかと、それから、労働安全衛生法の改正がありましたので、こちらについても議論するとよいのではないかと、また、殺虫剤、抗菌剤も諸外国で動きがありますので議論してはどうか、最後に小野委員からいただいたご意見でございますけれども、化学物質のリスクの種類や影響の大きさと一般市民の関心の高さの関連性について評価したデータがあると、次期の政策検討に役立つのではないかとご意見をいただきました。

振り返りは以上でございます。

村山座長 どうもありがとうございました。

今の点に関連して、小野さんから資料1の別添ですね。追加の資料をいただいていますので、こちらについてご説明いただけますでしょうか。

小野氏 日本生協連環境事業推進部の小野と申します。

ちょっと感想程度に送ったつもりだったのですが、資料を作ってくださいということでしたので、ちょっと作ってみました。自分自身は今回2回目の参加になりまして、これまでの経緯を余り理解していないと、あと、知識自体もそれほどあるわけじゃないので、なかなか全体が見えないというところがあります。そういうこともありまして、サブタイトルに書いてありますように、ホットスポット、ウイークポイントの整理がされて「見える化」とすると、非常に今後のところで議論の役に立つのではないかなと思ひまして、意見を述べさせてもらいました。

これはよくホームページに載っている化学物質の管理法体系ですね。自分も会社では、法律の関係を10年ぐらい行っています。その中でいろんな事件が起こるたびに法が改正されて、対応されているということで、全体的にはすき間なくというか、よく体系的に法律が作られているのではないかなという感想は持っています。

その法律自体は説明することもないのですけれども、問題が重要なところから法体系が作られていたということで、現在のところでは、情報の開示とかリスクコミュニケーションも一定取り組まれてきていると理解しています。そういうことですが、これからここで優先的に何に取り組むかという対象を決めるときに、わかりやすい説明があったほうが外部的にも説明しやすいのかなと思ひました。

これはマテリアリティー、重要性の考え方です。サステナビリティ報告書のG4、サステナビリティ・レポート・ガイドラインに取り上げられているものですが、客観的にデータに基づくリスクと、それから、それに関心のあるステークホルダーの関心という両方を考えながら重要性を考えていくということで、両方大切ですよということです。

続いて、では何が問題か、何がその原因で対応が足りないかということについて自分の頭のイメージをちょっと図にしたものです。多分外部的には、怪我をすとか死ぬとか死亡すとかという現象があって、それに対してリスク評価とかリスク管理とか、リスクコミュニケーションのとれないところ、十分でないところがあるのだろうなということで、ベースは危害の程度という情報を元にして、対応が不十分なところについてホットスポットを見つけながら対応していくというイメージを持っています。

そういう整理がなされたものがあれば非常に理解するのにいいのかなと。例えばということ、これに限ることではないのですが、ライフサイクルで化学物質を管理することが大切ですので、横方向にライフサイクルを書いて、縦方向に物質でもいいのですけれども、この事例としては法律をちょっと書いてみたと。これはリスク評価、リスク管理、コミュニケーションが層状にあって、どこがそのウイークポイントですということがわかると、わかりやすいのかなと思いました。

以上です。

村山座長 どうもありがとうございました。全体像を見据えながら、優先順位、重要性を考えていこうというお話だったと思います。

それでは、前回の振り返り、参考資料で議事録も付いておりますが、何かお気づきの点ありますでしょうか。この点はちょっと違うとか、追加というのは、この段階ではないと思いますが、何か修正を必要とするものがあれば。特によろしいでしょうか。

もしないようでしたら、次に移らせていただきたいと思います。

では、2つ目の議題に移らせていただきます。第4回の国際化学物質管理会議（ICCM4）の結果についてということで、環境省のほうからご報告をいただければと思います。よろしくお願いたします。

立川氏 環境省の立川です。

それでは、お手元の資料2に基づきまして、第4回国際化学物質管理会議（ICCM4）の結果についてご説明申し上げます。

なお、この資料は既に10月5日に公表した資料でございますので、これを説明しつつ、行間の部分をできるだけ補うような形で説明したいと思います。なお、この会議は座っているメンバーのうち私だけが出たのでは無くて、何名か会場でもお見受けした方がいらっしゃいますので、適宜いろいろ補足していただければ助かります。

なお、このICCM4は2020年までの最後のICCMという位置づけであります。ICCM3というのは、2012年9月にナイロビで開催されたのですけれども、ICCM4が2020年までの最後のICCMということになります。

1枚おめくりいただきますと、会合の主な結果になりますので、ここから中身を説明いたしたいと思います。

（1）ですが、化学物質の適正管理に関する2020年目標の達成に向けた進捗と課題ということですが、以下、1）、2）、3）と書いてございます。1）が包括的方針戦略、これ具体的

には(2)の1)に5つの目的が書いてございますけれども、この包括的方針戦略と関連した地域の活動実績及び課題ということで、2011年から13年の第2次期間の進捗報告がなされました。関連して、我が国からはS A I C Mの国内実施計画の進捗状況の点検を行って、報告書を取りまとめたということをご報告しております。

なお、この会場にこの報告書をかなりの部数持って行きまして、最終的には全部はけるという形で、それなりに引きがあったなと思われました。

それから、3)ですが、持続可能な開発目標、S D G sに関連した化学物質及び廃棄物の適正管理で、今年9月の国連総会で採択されたS D G s、これを含む2030アジェンダですが、化学物質及び廃棄物管理に関する部分においてS A I C Mが主要な役割を果たし得るということを確認いたしております。

それから、(2)化学物質の適正管理に関する2020年目標の達成に向けた戦略的アプローチの実施という部分であります。

1)2020年目標の達成に向けた全体方針及び指針でございますが、これは略称をすぐ下に書いておりますようにO O Gですが、承認されまして、全てのステークホルダーに対してO O G実施のための取り組みが要請されました。それで、さらに具体的なことといたしまして、S A I C M事務局に対して2014年から2016年の進捗報告書を第3回の公開作業部会、2018年に開催される予定となっておりますけれども、そこまでに作成することが要請されております。

この会のI C C M 4では、O O Gについてはコンタクトグループも設置され、かなり資金問題で時間を要した感が率直に言って私にはありまして、なかなかそういった部分で大変だったのでございますけれども、今後必要に応じて我が国の実施施策について検討するのかなと思っております。

それから、2)新規の政策課題、英語で言うとEmerging Policy Issues、E P Iといっているものですが、それと、そのほかの懸念事項ということでございます。[1]の環境残留性医薬汚染物質と言われているもの、これについて6つ目のE P I、すなわち新規政策課題に位置づけるということが合意をされました。具体的には、各国によるリスク評価と対処能力の向上を目指すということでございます。

ちなみに昨日、私どもが発表しておりますけれども、環境省において黒本調査を40年間近く実施しているのでも、こうした形で環境残留性医薬汚染物質の関心が高まっていることから、黒本調査の中で環境実態調査を行っております。基本的には2012年にW H Oがレポートを出してございまして、また、2007年から2009年にかけて厚労省の水道課が調査されていま

すけれども、それと同様の結果でありまして、そこまで書いていないのですが、人リスクはそんなに気になるようなレベルではないんですけれども、いろんな物質がいろんな河川の河口域等から検出されているという結果でありました。

それから、[2] 毒性農薬であります。毒性農薬については、位置づけとしては、E P I、すなわちEmerging Policy Issueではないのですが、各主体が対策の進捗状況を第3回の公開作業部会、O E W G 3ですけれども、それから、I C C M 5に報告するといった提案が採択されております。

さらに、(3) 2020年以降の化学物質及び廃棄物の適正管理というところでございますけれども、こちらのほうでは、2020年までの検討プロセスとして、これまでのS A I C Mの取り組み状況に関する独立評価を実施するということ、それから、全てのステークホルダーに開かれた会期間プロセスを設置すること、それから、独立評価の結論、それから、会期間プロセスの検討結果について第3回の公開作業部会、O E W G 3、それとI C C M 5で検討すること等が決定されております。

それから、(6) に飛びますが、I C C M 5については2020年に開催される予定になっています。開催地については、現時点で未定ですと書いてございますが、その後の情報としては、恐らくはI C C M 5については、2020年3月にジュネーブで開催されるであろうという情報が入っております。

なお、全般を通じた感想でありますけれども、最も印象的でありましたのがC B D R、つい最近、気候変動のC O P 21が開催されておりましたが、そこで盛んに論じられたいわゆる「共通だが差異のある責任」というものですが、この会議、この分野でも当然のものとして分析もなされずに強く主張する国がありまして、正直言って化学物質の使用規制について各国の主権を強調する国であったがゆえに非常に違和感を禁じ得なかったという部分が率直な感想です。

今後の方向性といったしましては、I C C M 4の結果等々も参考にしながら、2020年目標に向けて進めている検討について着実に取り組むということ、さらには、途上国が例えば毒性の強い農薬の問題がそうありますけれども、自国でのリスクの把握ができていないということが懸念の発端になっているようなので、そういった意味で情報の共有、知見の提供、こういったことが活動項目になっているのですけれども、どういうふうに対応していったらいいかということをしっかり検討して参りたいと思っております。

以上です。

村山座長 どうもありがとうございました。それでは、今のご報告に対して何かご質問、ご

意見ありましたらお願いいたします。

橘高さん、どうぞ。

橘高氏 補足事項ですけれども、今800名の参加があったということだったのですが、国際NGOからは42カ国、約70名のNGOが参加しておりました。私と中地さんも参加をしていましたけれども、IPEEN以外のNGOもいますので、1割ぐらいは市民の立場として会議に参加していたのではないかと思います。国際的にも化学物質管理に関して、すごく皆さんが関心を持っているのだなということを感じることができました。

以上です。

村山座長 どうもありがとうございます。

中地さん、何かありますか。

中地氏 報告の中身で言うと、2020年目標を一応2020年までに達成しようという話なので、それ以降どうするかという議論がなされて、それで、化学物質管理に関しては、持続可能な開発目標に関連した部分で、廃棄物と化学物質の管理を両方一緒にやるという形にはなったのですけれども、その辺、日本で今まで廃棄物関係のものと化学物質のことは、例えばPCBとかダイオキシンとかは関連性がありますけれども、それ以外についてはほとんど一緒に議論していなかったもので、今後それが課題かなと感じて帰ってきました。

村山座長 廃棄物との関連ということですね。

そのほか、いかがでしょうか。橘高さん。

橘高氏 先ほどの市民参加について付け加えます。国際会議での市民の参加の仕方が非常に積極的になっていたと感じました。特にSAICMでは市民が単なるオブザーバーではなくて、重要なステークホルダーという位置づけになっていますので、全体会議での発言だけではなくて、各分科会の中でもNGOが非常に活発に意見を提起し、あるいは国と国の関係の調整をするようなこともやっていました。意味のあるNGOの参加の仕方が実践されていると思いましたので、ぜひ日本でも化学物質の分野を議論する際に市民の参加のあり方を考える上でも、参考になるのではないかと思います。

村山座長 どうもありがとうございます。そういう意味では、この政策対話も市民団体の方にしっかり入っていただいているということだと思います。

ほか、いかがでしょうか。庄野さん、お願いします。

庄野氏 化学工業協会も実はこのICCM4、ICCAという形で約44名が参加をさせていただきました。我々もNGOという位置づけでこの議論に参加させていただきました。いろん

な議論がありましたけれども、今回私どもの感想としましては、非常に冷静な議論、建設的な議論ができたのではないかと我々としても評価をしているところでございます。

村山座長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

崎田さん。

崎田氏 ありがとうございます。

私は行っていないので、伺った感想ですけれども、今回の中の項目に確かに化学物質及び廃棄物の適正管理という言い方があって、先ほど中地さんから、これからはこういう視点が大事という話がありました。

一言コメントですが、ここ1年ぐらい日本の中で水銀水俣条約の内容に関して検討に参加をさせていただいたのですが、今回の水銀水俣に関しては、大気と製品と廃棄物とそれぞれ会議は分かれたけれども、その3つを協力しながら、連携しながら考えていくという体制がとられました。そういう意味では、全体像をしっかりと管理する方向に向かっているいろいろなチャレンジは日本も進んできているなど感じていますので、今回4ページのところの中でもそういうことをしっかりと現地で発表してきたというお話がありました。こういうことを日本の中でも広くこれから発信し、こういうトータルなライフサイクル全体での取り組みが日本の中でもしっかり根づいていくようにみんなで発信をし、考えていければと感じました。よろしくお願ひします。

村山座長 ありがとうございます。水銀の廃棄物ということですね。

有田さん。

有田氏 先ほどの日本生活協同組合連合会の方の考え方と、それから、今の国際的な会議の中での廃棄物とに絡んでちょっと質問と意見なのですが、今後廃棄物のことを化学物質全体の中でどう取り上げていくかと考えていくときに、この政策対話も含めて化学物質管理会議の中の目的に入れていくような議論を提案、検討できるのでしょうか。今までも化審法の議論の中で廃棄物のことをずっと言われていた環境系の大学の先生もいらっしゃいました。でも、議論を始めると、それぞれの法律が縦割りであって、それは入ってこないということで、結局「そのところには関係ないですね」で終わる。それが現実です。そういうことが今後の2020年に向けて、この場やほかの化審法などの考え方の中で議論ができるのかどうかを個人的にでもいいですから、各省庁の方も含めて何かご意見があれば聞かせていただきたい。

村山座長 ご意見ということですが、立川さん、何か。

立川氏 最初に私のほうから申し上げたいと思います。今までどういったやりとりがあった

のかというのは必ずしも承知し切れていない部分がありますけれども、本日用意させていただいている資料も実は余り役所の所管にとらわれず出しております。そういった意味で言うと、ここでご議論いただいて、もちろん我々直接担えるところが楽なことは楽なでありますけれども、そうでない部分は、特に廃棄物分野であれば私ども環境省が絡んでいますので、そういったことを持ち帰って、省内の中で議論することも含めて対応していきたいと思います。

村山座長 ありがとうございます。

今日の時点では、この点について深く議論することは少し難しいとは思いますが、今日の最後に参考資料3で、この政策対話で議論してきた内容を整理していただいている、おそらく第2回のときに廃棄処理が入って、ここで多分議論したのではないかと思うんですね。私が出席していたかどうかは定かではないのですが、一つの課題ということでは、複数の方が共通して考えておられると思いますので、今後どの程度深めるか一つのキーワードとして共有していく必要があるのではないかと思います。

では、よろしいでしょうか。

ここで余り時間を使うと、残りの部分がきつくなりますので、もし追加のご質問、ご意見ありましたら、年明けになります、1月8日金曜日までに事務局にメールでお送りをいただければと思います。よろしく願いいたします。

では、3つ目の議題に移らせていただきます。

今後の政策対話の議題等についてということで、資料3-1、こちらについて簡単にご説明をいただければと思います。

事務局 それでは、資料3-1をご覧くださいければと思います。

政策対話の今後の進め方についてということで、最初にスケジュールをお示ししております。前回政策対話では、関係省庁連絡会議で取りまとめられた点検報告書をご報告しまして、それをICCM4に持っていきましたということをお先ほど立川課長からも報告いただいたところでございます。

第8回は今後の議題についても少しご議論をいただきまして、今回、12月25日の第9回政策対話でも議題についてもうちょっと深掘して課題意識なんかをお伺いしたいと思っております。来年度、2016年6月ごろに第10回政策対話を開催しまして、今回の議論の中でこういったところが必要ではないかという議論が深まっていきそうなところを選び取りまして、10回政策対話でさらに議論ができればと思っております。

2ポツの今後の議論の方向性についてというところをご覧くださいければと思います。

2段落目でございますけれども、前回の政策対話でいろいろと過去の議論を振り返って、課題についてご発言をいただきましたが、その中で複数の委員の方からご指摘のあったようなテーマについて、(1)から(3)まで事務局で整理をしまして、挙げてきているところがございます。(1)事故への対応について、(2)製品中化学物質の情報共有について、(3)人材育成についてということで、複数の方からご指摘のあった点について、この政策対話の場で、いろんな方々の集まっておられるところでご議論いただくのに、こういったところがいいのではないかと、事務局案として3つほど挙げさせていただいております。

おめくりいただきまして、2ページ目でございますけれども、今後の運営についてですが、これは事務的なことですが、共同座長制にしましたというところで、今後の議論の連続性の観点からも含めまして、3先生きちんとお揃いになるような日程調整を事務局としてはしていきますと書かせていただいております。

以上でございます。

村山座長 ありがとうございます。

スケジュールと今後の議論の方向性についてということで、当面こちらに記載されているような3つのテーマに絞って議論をしていってはどうかということです。決してこれだけということではなくて、これから始めようと、そういう意味でこちらに挙がっているということですが、いかがでしょうか。何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

有田さん、どうぞ。

有田氏 今までの議論は、こういうことが主にテーマとされてきたと事務局でまとめてくださったのだと思いますが、今回のICCM4に出席した方からの意見として、廃棄物のところも含めて話し合う必要があるという話が出ました。その事を私も意見として出したつもりです。そのことについては、今後の課題やテーマとしては取り上げていただけるのか、いただけないのかというところを確認させてください。

村山座長 打ち合わせの段階でこれまでの議論を一応整理して、複数の方から上がってきたものとしてこの3つということで、当面の課題としてはこれかなということなのですね。ただ、決して廃棄物を扱わないとか、ほかの課題を扱わないということではないと理解しています。

事務局 前回の議論の中でも廃棄をきちんと適切にさせていただくためには、表示が結構大事ですねというところがあったかと思えます。製品中化学物質の情報共有について2つ目のテーマとして上げている中に、ちゃんと廃棄していただくためには、どういった表示していったらいいのか、どういうやり方がいいのかといった、例えば具体的にこういうような製品について、

こういう表示がないと適切に廃棄できないといった課題をいろいろとご指摘いただけると、具体的に議論を廃棄も含めてしていくことができるのかなと思います。

有田氏 これを中心というのわかりました。いろいろ報告を受けた中で、これも重要だという中で、2の中に入るのであれば、それも含めてお願いしますというだけです。

村山座長 わかりました。それでは、(2)の情報共有の中に廃棄の点も含めて議論をしたほうが良いということですね。

井上さん、どうぞ。

井上氏 どうもよく議論が見えないのですが、本来違う概念のものを一緒に議論しているような気がするのですが、廃棄物の問題というのは、製品のいうなれば原料の供給から加工を含めて全てのライフサイクルの中での最後の問題だと。事故の問題というのは、その全体像の中の一局面の中で出てくるいろんな事象についての議論なわけですから、それを何か区別して議論されてしまうと、廃棄物についての事故の問題あるいは製品の事故の問題、加工の事故の問題というふうに区切っていくのかどうかということになってしまうわけで、本来は全て入っていると私は考えているのですが、普通に分けること自身に若干僕は抵抗を感じます。

村山座長 次の資料の中でももう少し詳しい情報が出てきて、今日の準備の段階では、事故への対応というところも製造段階を中心に置かれているという理解でよろしいでしょうか。

事務局 そうですね。

村山座長 今、井上さんがおっしゃったような形で包括的な事故への対応というのは必要だと思うのですが、その中の一部を今回は使うと、そういうことですね。

事務局 何もかもというと、どこの部分にこういった課題があるのかというところがちょっとなかなか深まっていきませんので、例えばこの部分のこういう問題という形で、少しずつ、一つ一つクリアにしながらご議論いただければと思っているところでございます。

では、一旦資料3-2に移っても大丈夫でしょうか。

村山座長 少しまだご意見あるかもしれませんが、3-2の資料が詳しくまとまっていますので、こちらをご紹介いただいた後、またご議論いただければと思います。では、よろしくお願いたします。

事務局 それでは、資料3-2をご覧いただければと思います。パワーポイントのものでございます。

前回提起された事項についてというタイトルになっておりまして、先ほど申し上げた3つを並べてございます。この資料は、事務局として今把握できるような基本的なところをおまとめ

した資料でございます、例えば今回ご出席いただいている各関係省庁の皆さんの所掌を超えるところも一部入っている状況でございます。必ずしもこの場で十分な回答を差し上げることはできないかもしれないのですけれども、広く委員の皆様の問題意識についてお聞かせいただきたいというところで、一応整理をしているところでございます。ですので、ご理解いただければと思います。

また、議論の部分では、この資料に沿って議論いただく必要はございませんので、余りこれに限るつもりではないというところは申し添えさせていただきます。

中身のご説明に移りたいと思います。

1つ目、事故・災害に備えた化学物質の管理についてというところでございまして、おめくりいただきまして、スライドの3つ目、ご覧いただければと思います。

これまでの議論の整理ということで、いただいたご意見を掲載してございます。先ほど資料1でご説明を差し上げたので、割愛させていただきまして、ここでは当時、前回の議論でご関心を示された方が多かった天津の爆発事故を紹介しております。

8月12日に爆発事故がございまして、消防隊の方が火災発生に対して駆けつけて消火活動を開始したのですけれども、炭化カルシウムが保管されていることが十分把握されておりませんで、水と反応して爆発性のガスが発生してしまい、それに引火して大きな爆発が起こったという事故でございます。このときに許可されていたシアン化ナトリウムの量を超える量が保管されておりそれが漏れいしたので、周辺住民の方は避難されたという事案がございました。

続きまして、環境中に化学物質が出てい問題になった事例として、利根川水系ホルムアルデヒド事故を挙げております。こちらは廃棄物処理業者の方がヘキサメチレンテトラミンを含む廃液を放流してしまい、それが浄水場で塩素処理に利用された次亜塩素酸と反応してホルムアルデヒドが生成したというものです。これが浄水場での取水制限ですとか千葉県地域での多数の世帯の断水につながっていたというところで、影響の大きかった事故でございます。

その下は、ボパールの有名な化学事故をご紹介しているものでございます。

次のスライドに参りまして、事故というと、まず一時的に対応するのは消防法ということで、こういった物質にこういった対応がなされているのかというのをちょっと字が細かくて恐縮なのですけれども、整理しているのがこちらのスライドでございます。

危険物について例えば第1類から第6類という形で物理化学的危険性については物質ごとに取り扱いが定められておりまして、また、毒性の観点からですと、消防活動阻害物質という定めがございまして、火災予防ですとか消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質が、例

えば毒劇法の一部も取り込まれていますけれども、毒性に着目して規定されているところがございます。これについて貯蔵の状況を地元の消防庁などが把握できるよう届出をさせる仕組みになってございます。

おめくりいただきまして、その他の法令でございますけれども、例えば石油コンビナートについては、石油コンビナート等災害防止法がございます、必要な事項を届け出ていただいたり、立入検査ですとかそういった対応ができることになっております。また、事故時の事業者の対応ですとか、自治体の対応も定めがございます。高圧ガス保安法についても同様なたてつけになってございまして、右側の毒物・劇物取締法については、許可を受けた者だけが取り扱うことができるようになっております。取り扱う者の所在地ですとか物質の品目等は届け出をされることになっております。

8枚目のスライドでございますけれども、水質汚濁防止法と大気汚染防止法にも事故時の対応について規定しているところがございます。1つは物質を取り扱っているところをきちんと把握していますかという意味で、中ほどですけれども、物質が指定されていて、それについて都道府県知事に所定の事項を届けることになっておりまして、事故時の事業者と自治体の対応についてもそれぞれ規定が定められているところがございます。

ここまでが法律についてどうなっているかという整理でございます。

続きまして、9ページ目、情報システムの例をご紹介申し上げます。

法令で定めていることを支えるような具体的なツールとしてこういった情報システムがございまして、災害現場の消防隊が消火活動に必要な情報を迅速に得られるようなシステムとして、行政が使用するシステムが用意されてございます。物性に合わせてそれに対処するにはどうしたらいいか、例えば水をかけてはいけないというようなこともこういったシステムで把握できるようになっているというところがございます。

ここまでが事故についてでございます、続きまして、10ページ目の製品中化学物質に関する情報共有についても併せてご説明申し上げます。

おめくりいただきまして、11ページ目、12ページ目まではいただいた意見のところでございます。

11ページ目ですが、第5回でも製品中化学物質に関するリスクコミュニケーションのあり方というので一度議論をいただいているところがございます、ラベル表示とインターネットによる詳細な情報提供を使い分ける必要があるのではないかとといったご指摘、また、消費者への情報提供についても課題があるのではないかとのご指摘、それから、情報提供システムの整

備が必要ではないかといったところをご指摘いただいております。そのほかの回にも幾つかご意見をいただいております。掲載しております。

続きまして、13枚目が具体的な表示の事例として、表示を定めている法律はどうなっていますかというところを整理しているものでございます。

1つ目は家庭用品品質表示法ということで、家庭用品についてその品目ごとにこういった内容を表示することというのが定められております。例えばですけれども、合成洗剤についてはこういう表示をすることが定められていて、具体的には右のような形になりますというご紹介でございます。

下に参りまして、14枚目のスライドでございますけれども、こちら家庭用品品質表示法の関係でございますが、成分名称などをどのように表示していますかということで、成分名称を示す用語が定められておまして、これに従って事業者の皆さんは表示されていらっしゃる状況でございます。右側はご参考でございますけれども、GHSについてのご指摘も今までございましたが、業界団体の中では、自主的にGHS表示をする取り組みも一部進められているということでご紹介させていただきます。

続いて、次も製品の表示の例なのですが、ホルムアルデヒドに関する表示でございます。これは特定の物質についてわかりやすく表示したという事例でございます。ホルムアルデヒドの発散量が少ないほど星が多く付くような仕組みで表示しております。JIS、JASでもそのような表示をすることが定められていますし、ホルムアルデヒド以外についても業界団体で自主的に4VOCについても表示を進めておられるという事例でございます。

ここまでが製品に直接付く表示なのですが、16枚目のスライドはインターネットを活用した事例で、例えば安全データシートをウェブを通じて提供している例でございますが、右側の安全性要約書の公開ですが、日本化学工業協会様が運営しておられるサイトで、化学物質の性質についてですとかリスク評価結果等をわかりやすく、コンサイスにまとめて掲載されているもののご紹介です。

右側にまいりまして、17ページ目でございますけれども、インターネットを活用した情報提供の事例ということで幾つか挙げておまして、環境省さんで例えば化審法に関する物質についてはケミココですとか、NITEさんでもCHIPを運用されています。それから、消費者庁さんでは、事故情報データベースシステムといって、製品の事故を化学物質に限定することなく収集されているシステムがございます。

その下、化学物質ファクトシートでございますが、こちらは一般市民向けにわかりやすく環

境省さんでかみ砕いてリスク評価の内容等を公開しているものがございます。

その下、18枚目のスライドでございますが、S A I C Mに基づく国際的な取り組みで、どういったことが行われているかですが、製品中の化学物質プログラムが実施されております。これは、具体的な中身としては、それぞれのステークホルダーがそれぞれに取り組んでいって、こういう枠組みでこういうスコープの中でやれたらいいですねというプログラムでございます。サプライチェーンの中もそうですし、サプライチェーンの外も含めて、表の中に書いてございますさまざまなステークホルダーに役割があって、それぞれが情報提供に取り組んでいきましようという形に整理されております。

おめくりいただきまして、19枚目のスライドでございますが、こちらは米国における取り組みの例でございます。Household Products Databaseでございますが、こちらは第5回でもご紹介差し上げたのですけれども、米国の国立衛生研究所の国立医学図書館が提供している消費者製品を収録したデータベースでございます。1万5千を超えるような消費者製品について、含有物質と安全データシートが表示されるもので、元は民間の会社構築したデータベースを国で引き取る形になっていまして、年2回更新されているとのこと。

その下はT S C AのChemical Data Reportingでございまして、消費者製品に使用されているかどうかを表の右側に書いてございますけれども、消費者製品用なのか業務用なのか、子供向けかどうかといったところを物質ごとに報告されている事例がございます。

ここまでが製品中化学物質の情報共有についてでございまして、続きまして、人材育成についてでございます。

これまでの議論の整理ということで、21枚目のスライドがございます。リスクコミュニケーションを実施するための制度ですとか、専門家の育成が必要といったところで前回の政策対話でもご議論をいただいているところでございます。

事務局からご提供する情報としましては、例えば基本的な教育というところで学習指導要領ではどのように記載されているかをご紹介します。それが23枚目のスライドでございます。例えば各学科に共通する各教科、理科の化学基礎というところで、「日常生活や社会において物質が適切に使用されている例を学ぶ」、あるいは「物質の性質や使用する量が有効性と危険性に関連していることにも触れる」といったように、多少そのリスク的な観点のことも教えられているという状況でございます。

右側は家庭総合でございまして、下線のところですが、環境に配慮した生活が営めるようにライフスタイルを工夫していきましようといったところが内容として入っております。

続きまして、中地委員からご提供いただいたスライドでございますけれども、問題意識を書き添えていただいておりますので、ご紹介差し上げますが、国・自治体へ、事業者や市民へということで、それぞれについて課題として認識していらっしゃることをご紹介いただいております。ぜひ後の議論で補足いただければと思うのですが、例えば国・自治体へということであると、P R T R制度そのものの広報強化、それから、化学物質の部分を環境教育に組み込んでいきたいと思いますということ、それから、でございますが、市民への情報提供の工夫といったところが必要ではないかとご指摘いただいております。

また、事業者へということで、より多くの事業場での取り組みを、それから、自主的取り組みの公表と評価をしていただきたいということ、市民団体の学習会等に来ていただいて報告いただけないかという内容をご指摘いただいております。

その下、市民へということで、市民からリスク開催の申し出をもっとしていただかないということですか、科学的リテラシーの向上を、それから、シニア世代の活用をといたところで、こういったことを含めて右側のようにだんだんステップアップしていけたらということかと思っております。

続きまして、村山先生からご紹介いただいたスライドでございますけれども、日本リスク研究学会の取り組みということで、リスクマネージャ養成プログラム認定制度というものをされているそうです。学会が定める基準を満たすような教育プログラムに対して認定を行いまして、それを修了した受講生のうちの希望者の方がリスクマネージャとして学会に登録されて、活動ができるという制度でございます。

そのほかにも、そのリスク教育タスクグループというところでございますけれども、教育プログラムを開発するべくいろいろと研究をされてございます。これにつきましては、この資料3-2の別添1のところに活動概要ということで内容をご紹介いただいているところでございます。

スライドにお戻りいただきまして、人材育成に関するその他の取り組みというところで、左側の部分は比較的専門家の方向けの情報提供の事例ということで、J E T O Cさんが例えば規制情報を提供したりセミナーを開催していらっしゃるという事例、それから、N P O法人教育研究機関化学物質管理ネットワークでは、大学の試薬なんかを中身は何が入っているのかというのをデータベース化して共有する仕組みをされているですか、それから、安全衛生情報センターがウェブサイトを通じて情報提供したりセミナーを開催されているという事例、職場の安全サイトで厚生労働省から情報提供されている事例がございます。

右側は一般市民を対象とした普及啓発活動の例ということで、1つ目には環境省で実施している化学物質アドバイザーですとか、それから、P R T Rではデータを読み解くための市民ガイドブックの公表、それから、かんたん化学物質ガイドシリーズですとかファクトシートの提供といったことをされておられます。

その下は大阪府さんの事例でございますけれども、こういったセミナーを開催されて、活動もされているという状況でございます。

以上が事務局で簡単に整理をいたしましたファクトの部分の情報でございます。

村山座長 どうもありがとうございました。

それで、3つ目の人材育成に関連して、庄野さんのほうから追加の資料をいただいております。別添2ですね。こちらについてご説明をお願いできればと思います。

庄野氏 お手持ちの資料3 - 2の別添2に基づいてご紹介をいたします。

皆さん共通のご意見であろうとは思いますが、やはり化学物質管理、今後適正に行っていくためにどうしても人材を育成していく、あるいは人材を確保していくということが重要でございます。産業界の立場からの取り組みを若干ご紹介させていただきます。

日化協は会員向けの人材育成の取り組みとしましては、各層にわたって生産安全、先ほどの事故の問題も絡むのですけれども、そういった意味でのプログラム、それから、化学品管理、レスポンシブル・ケア、こういったところを対応しております。特にやはり災害・事故という形になりますと、まずそれを防止することが第一義でございますので、産業安全軸みたいなものも最近では開始をしているところです。

今日ご紹介するのは、この化学品管理の中の特にケミカルリスクフォーラムでございます。それから、最後のレスポンシブル・ケアのリスクコミュニケーション研修なのですが、実は我々年に数回、各工場、例えばコンビナートがある地域とか、あるいは事業所が集中している地域に赴きまして、いわゆる周辺住民の皆さんとの対話をやらせていただいております。こういった意味では、リスクコミュニケーションの議論もその中でやらせていただいているということでございます。

このケミカルリスクフォーラムなのですが、2008年に発足してもう7年目を迎えております。やはり各社ともこういった管理に関する専門家がないということで、我々は情報提供をさせていただいております。それで、各社のこの人材不足もあるのですが、実は人事異動等で最初からそういう部署に入りますと、全くわからないケースもございまして、そういう人たちの教育訓練も一緒にやらせていただいております。1回に1.5時間の講座を2回、これを年10回、

ワンクールとしてやっております。いろんな専門家の方も来ていただいて、大体80ぐらいのペースで、60名から100名ぐらいのレベルで参加をいただいております。

中はこんな話をやっておりまして、物理化学性状から危険有害性評価、一般的な話全部及びリスクコミュニケーションとか海外情報も入れましたカリキュラムを組んでおります。

これは皆さんお手持ちの資料の中にございますが、こういう外部の先生方にも来ていただいてやっているということがございます。こういった意味では、他の客観的な意見も入れてやっているということがございます。

実は、今日は何を出そうかということを考えていたのですが、日本のリスク評価の専門家は果たして諸外国と比べてどうですかということなのですけれども、このリスク評価専門家は実は非常に広うございまして、環境影響とか生態影響のリスクあるいはいろんな分野がおられるんですが、例えば哺乳動物毒性、ヒト毒性だけに絞りますと、ちょっと古いデータでまことに恐縮ですが、平成14年に産構審化学・バイオ分科会の資料ですが、毒性学の講座を有する日本の大学はほぼ約10じゃないかと。実は、ある先生に言わせると、これはもうほとんどないという状況でございます。それに比べてアメリカ、欧州については、やはり100とか40以上のはっきりとした講座がございます。あと、ちょっとはっきりわからないところもあるのですが、学位の年間の取得者が日本は10から20名程度です。それに対してアメリカは200名位毎年出てくると、そういう状況で動いています。

アメリカの毒性学の学位の取得者というのは、もう4,000名以上いまして、大体4,200名と言われております。あわせて認定毒性病理学専門家、これも国際的に比べるのは難しいのですが、日本が例えば347に対し、アメリカは同等の人が1,743名ぐらいいらっしゃいます。それから、ヨーロッパになりますと、もう少しやっぱり認定でないと学会に入れませんが、7,200名ぐらいいらっしゃるという状況で、ちょっとここだけ見てもかなり人間が少ないのではないかなという気がしているわけでありまして。

やはりちょっと化学物質のリスク評価専門家というのは、官民での育成は絶対もう必須です。アベノミクスの中でややもすればイノベーションとかR & Dと言うのですが、やっぱり化学物質を使っていく上でリスク管理をやらざるして何になるかというようなところがございまして、ぜひこちらにも目を向けていただきたい。特に最近思いますのは、初等・中等、大学教育全般に大事でして、例えばセーフティデータシートあるいはいろんな情報でもそうなのですが、これはどういう意味なのか、これは一体何を意味しているかということが本当にちゃんとわかっているかどうか非常に疑問なケースが多うございます。要するにその表現のシリア

ス性を十分理解していないのではないかとというケースも多くて、もう初等教育から入っていかなくちゃいけないのではないかと思います。そういった意味では、文科省さんにぜひここはもう一回見直していただきたいと思っているところがございます。

あわせて、こういった専門家の社会的地位あるいは経済的待遇がどうかというと、ちょっと企業としては自信がないところがございます。

あと、疫学研究者さんがもうほとんどいらっしゃらない、とにかくお医者さんはもうほとんどこれにご興味を持たないという非常に深刻な状況であると考えてもいいと思います。リスク評価専門家はとにかく実態調査というのをもう一度、ちょっといい加減なデータを出している可能性もございますので、もう一度調査をしていただいて、必要な対応、アクションが要るのではないかと。ややもすれば、こういった専門家の設置というのは、法制度でも考えていただいてもいいのではないかと我々は思っているところがございます。ただ、これは企業の中に入れてしまいますと、変なフィルターがかかれますので、もう第三者機関でいいのではないかなと思っているのですが、こんなところを踏まえてちょっと今日お話をさせていただきました。

以上でございます。

村山座長 どうもありがとうございました。

今ご紹介いただいた点は、私のほうでも後で補足ができる点は幾つかあるかなと思いますが、この部分が今日のメインということで、時間としては1時間ほど準備をしております。シナリオ上は1時間ほどということになっております。トピックが3つありますので、各20分ぐらいはご議論いただくことを考えております。ぜひお考えをそれぞれご紹介いただければと思います。

有田さん、どうぞ。

有田氏 すみません、その前に貴重な時間をとって申し訳ないのですが、参考資料1の政策対話の趣旨と、それから、進行について意見があります。議題は政策対話が決定する、進行役は共同座長のうち1名ということが記載されています。その事でいえば、先ほど事務局からの提案や、事務局の方から前回提起された事項についてということで、私も含めわからないであろうという人たちにわかるようにということで、いろいろな資料も整理していただいています。また、本当に庄野さんからお話もよくわかりましたし、知っていること、それから、改めて認識したこともあります。が、今日これで進めたいと先ほどの提案の中で3つ議題がありました。けれども、進行も含めてなのですが、ちょっと違和感があります。事務局の方がこれを提案するというのであれば、先に1枚紙に資料としてこれまでの事務局としてのパワポで情報収

集もして整理したという中身で提案をしていただきたかったと思っているということです。

座長を通さず、事務局が先ほど私の質問にも即座に回答があったのですが、政策対話の進行の責任はどこにあるのかがよくわかりません。事務局の方には、しっかりと情報収集していただいたと思っています。前回の政策対話の場で、私が日本化学工業協会のホームページのことについて、わからないと言ったのではなくて、アクセスができないということについて発言しました。問い合わせが事務局からありました。その時に、日本化学工業協会のホームページは、政策対話の事務局の方がつくっているということで、分からないはずがないという様な事を言われました。政策対話事務局は、専門家がそろって自信を持って事務局を担っていただいているのでしょから、わからない人にわかるようにという進行と、あと、時間のない中で話題がそれないようにということで、事務局としてPPTを作成し進行されたかもしれない。しかし、もう一度この政策対話の意味と進行と政策対話の内容を決めていくのは誰かということ、回答の責任は誰かということを確認してください。

村山座長 なかなか重い課題を与えられたように思いますが、私の理解では、政策対話の意義というか目的は、資料に付けていただいている設置要綱の中で上げられている趣旨に書かれていることだと思います。これ以上でもこれ以下でもないと思うのです。

ご指摘いただいた資料3-1については、一つの案ということでこれまで事務局、それからあと、共同座長、それから、環境省を含めて議論していった、この3つから始めてはどうかということで今日ご提案をしているということですね。ですから、主体と言われると、少しどこにあるかよくわからないのですが、議論の中でこういう形が出てきたと私は理解しています。

有田氏 いえいえ、回答や先ほど例えば今年9月の内容について廃棄のことが出たということで、それを必ず入れないといけないとこだわっているのではなくて、それについて今後入れる、入れないというのは、政策対話のメンバーが決めることではないのでしょうかという原則確認です。

村山座長 ありがとうございます。そういう意味では、今日ひとまず3つこちらでトピックとして用意をしていて、このトピックに関連してご意見があればぜひ今日いろいろ出していいただいて、それを踏まえてまた次回以降、議論を深めていくということだと思います。ですので、廃棄物の問題が例えば2番のことについて関連して出てくるとすれば、それについてまた深めていくということはあり得ると思うのです。何も無い状態で議論をするとすると、かなり発散をするので、今回こういう3つにしたわけですが、その中でぜひご意見を出していただきたいということだと思います。

有田氏 何度も申し上げますように、政策対話で決めていく、つまり主体と回答は誰なのかということですので、重たい課題で、だから、なかなか見えないという意見が出るのは、事務局としてまとめていただいて、整理していただくのはいいけれども、回答までは事務局からいただくのは少し違って、ほかの方の意見のやりとりの中で、必要か、必要でないかというふうに決めていくのが対話ではないでしょうかと申し上げます。

村山座長 その点はおっしゃる通りだと思います。では、よろしいでしょうか。

今日ひとまず3つのトピックを挙げていますので、まず1つ目の事故の対応ですね。事故・災害に備えた化学物質の管理についてということから始めたいと思います。これについては、今日はこれまでの事例、それから、日本の国内の法制度や情報システムの内容等についてご紹介をいただいています。今回はいろいろと皆様のご意見をお出しいただきたいという時間にしておりますので、ぜひ関連したことについてご発言をいただければと思います。

では、谷口さんから。

谷口氏 ありがとうございます。

以前この政策対話におきまして、大規模災害時の化学物質によるリスクの低減の取り組みを大阪府で行っているということで、若干時間をいただいて説明したわけですが、今日もこの事故・災害ということですので、ちょっと大阪府の取り組み、前回申し上げていなかったことをちょっと聞いていただければと思います。

まず、この大規模な災害に対しての取り組みですけれども、これは企業にとっても大変大きなメリットがあると思います。私が申し上げたいのは、化学物質を取り扱っているいろいろな製品を作っていく、現場での対応ということです。工場の規模はいろいろございますので、一概に言えませんけれども、実際に私どもがやってみて、個人的ではあるのですけれども、思うことは、小さな工場でお金のかかる対策もあれば簡単な対策も実はいろいろあるというのが見えてきました。簡単なことで結構な効果が期待できるということです。

例えば配管をフレキシブルな配管にする、これはそんなにお金がいっぱいかかるというものでもなかならうと思います。あるいは排水溝に水を止めるための板を設置する、何かあって有害なものが流れ出すときに、その板を入れる、水を止める。水中ポンプを置いておいてすくい出すということで、しっかりと対応できる、そういうケースも多々あるのではないかと思います。そういうことをやることによって従業員の生命、健康を守るあるいは周辺住民の人たちの生命、健康を守る。さらには、早期の復旧ができる、事業活動を継続できるということで、そういう事例をいろいろ集めて、いろんな人たちに、ああ、こういうのもいけるなというのを知ってい

ただければなと思っています。

もう一つは、当然そういう事態ですので、消防の人たちが現場に駆けつけるということはありません。二次災害を防ぐというのは非常に大事なことだと思っております、大阪府の場合は、P R T Rで排出量、移動量以外に実は取扱量も届け出いただくということにしております。昨年度からこの情報を実は市町村の消防に提供しております。今年はその情報が消防でどう使われようとしているのかを2、3の消防署と意見交換を始めたところです。

ある市の消防の方からは、消防法以外の物質について情報提供を受けたのは初めてだということで、貯蔵量、貯蔵場所、こういった情報があればなお活用できるというご意見をいただいています。P R T Rでいただいている情報ですので、貯蔵量とか貯蔵場所の情報はないのですが、ということで消防の方が立入検査へ行った折についてこの物質の貯蔵量あるいは貯蔵場所はというようなことも伺いするという取り組みをされているところも出てきております。

P R T Rの情報というのはかなり広範囲でして、消防にも役立つということがわかりました。できたらこういった情報が一元化できる仕組み、法律まで整備する必要があるのかどうかわかりませんが、そういう仕組みというものも一つ考えていったらいいのではないかなというか、いく必要があるなど、そう感じた次第です。

それから、もう一つは、情報提供した化学物質についての関係なのですが、消防法の危険物とか消防活動阻害物質とP R T Rの指定化学物質が一部重複していますが、整理をしてみますと、火災、加熱、水、酸、アルカリ、これによって有害物質が発生するという物質が消防法にはない情報と確認できました。そういうことで大阪府の情報を整理したところ、116物質が消防法にはないということがわかって、昨年度その116物質、事業所の数でいうと623事業所になりますけれども、情報提供した次第です。具体的には、塩化エチレンとかトリクロロエチレンとかフェノール、塩化第二鉄などなどということでございます。

それから、先ほどのお話の中で利根川でのヘキサメチレンテトラミンの事故のお話がありました。あの事故のときに当然私も大阪府においてはどうなっているのかというのは非常に重要な関心事項でありまして、まず第一に調べたのはP R T Rのデータです。改めて今、P R T Rの情報というのがどれだけ有効なのかというのを再確認したと思っております。

実は、事業所が大阪府域には12ありました。この情報を使いまして、速やかに現場へ行き、その廃棄物がどこに行っているのか、これも実は4カ所に行っていることがわかりまして、その12プラス4ですけれども、全て現場で確認して、しっかりと対応できているということがわ

かったわけです。ちなみにあの事故の後、実は環境省さんからもP R T Rのデータを使って事業所を抽出されて、各都道府県に実態調査あるいは情報の伝達といいますか、それがしっかりできているように指導してくださいという通知が来ております。本当にP R T Rの情報というのは極めて有効だというふうに思っています。

そういうことですので、こういう大規模でなくても事故は全てそうなのかもわかりませんが、こういう対応については、何もこれは大阪だけの問題ではございませんし、府県境で事故が起こった場合には、両方の府県に環境汚染が生じるということ、あるいは大阪なんかは臨海部で何か起これば、大阪湾ということで非常に広域的な環境汚染になりますので、まずやっぱりこの辺はしっかりと国でも取り組んでいただければと思っております。ということで、ちょっと大阪府の取り組みなどを紹介させていただきました。

村山座長 ありがとうございます。事例の収集あるいはP R T Rの情報の活用、あるいは充実ということですね。あと、気がついたのは、やはり消防との連携という話があちこちにあったかなと思います。

では、中地さんから、あと崎田さんですか。

中地氏 中地ですが、有田さんの意見の追加にもなると思うのですが、一応今日のこの議論というのは、次回以降、話をしていきたいテーマを挙げているというお話なので、その廃棄物管理については4回目にまとめて一回議論したらいいのではないかなと私は思います。

それで、今の災害時の対応について過去の事例を挙げていただいているのですけれども、やっぱり一番大きな災害としては、地震のことは非常に大きいと思うので、例えば阪神大震災とか3・11東日本大震災のときに実際どういう、事故まではいかないにしても化学工場等が対応をとったのかみたいなことについては整理して、一度この場で報告してもらって、それに対して今後、次に来るだろうという地震に対して、いろんな国や地方自治体がどういう取り組みをしているのか、あるいは取り組みをしていかなければいけないのかというようなことをもう少し議論していけばいいのではないかなと思いますので、その辺また情報提供を関係者の方にはお願いしたいと、思っています。

村山座長 では、崎田さん、お願いします。

崎田氏 ありがとうございます。

次回この情報を深めるということなので、ぜひそのときに情報共有をしっかりと深めたいと思うのは、今日いただいたこの資料3 - 2の3ページにいろいろな委員の皆さんのこれまでのご意見を書いてありますが、2つ目のポツで中地委員のご意見ですが、緊急時の対応計画をき

ちんと公表し、周辺住民とコミュニケーションを図ると、こういうことも議論すべきとありますが、10年ほど前に北欧の化学物質の取材に行ったときに、EU最大規模の薬品工場を見学させていただいたときに、やはりもし何かあったときにどういう緊急時の対応をするかというのがきちんとマニュアルになって、それをホームページなどでかなりきちんと公表して、近隣住民にどういう発信をしたらどういう対応を示してくださいということが明確に出ている、そういう事例を伺ったことがあります。

先ほどのリスクコミュニケーションなども地域型のリスクコミュニケーションの場合には、そういうことをきっかけにしっかりと話し合うことで住民に伝えていただきたいし、住民の思いを理解していただくことで工場の皆さんも安全管理のどこを徹底することが重要なのか、それをどう発信するのがいいとか温度感をわかっていただくのに大事なのではないかなと思いますので、この辺の先進事例とか、やはり今後どうすべきかも大変重要な視点ではないかなと思います。よろしくお願いします。

村山座長 ありがとうございます。緊急時のコミュニケーションということですね。

ほか、いかがでしょうか。

崎田氏 緊急時の計画を事前に立てておく。それを活用しながら地域の方としっかりとコミュニケーションするということが大事ではないかと。

村山座長 緊急時の計画策定とそれに関するコミュニケーションということですね。

では、井上さん、どうぞ。

井上氏 ちょっと質問になると思いますが、これは国にちょっと教えていただきたいのですが、これは2の我が国制度の概要ということで法制度に関して幾つか書かれていますけれども、前に中地委員からもご指摘があったと思いますが、環境基本法から放射性物質に関しては除外規定が外れたと。そして、大防法あるいは水質汚濁防止法の除外規定も外れたとなりますと、法制度上はどのような規制に入っていくのか、ここにある中で、これ以外に何か位置づけられているのか。原子力関係の法制度がどういう絡みになってくるのか、その辺どうなったのかというのをちょっと教えていただきたいのですね。ちょっとわからないのですよ。

村山座長 お願いします。

立川氏 環境省の立川です、今の点でございますけれども、環境省内での整理ということになるのですけれども、東日本大震災の1年ぐらい後に中環審、中央環境審議会で議論がなされて意見具申という形が出て、その中で今、井上さんおっしゃった形、すなわち大気汚染防止法、それから、水質汚濁防止法について従来適用除外規定があったのですけれども、これを削除す

るという意見具申がなされました。その際、化学物質関係は、やはり意見具申があって、基本的には原子炉等規制法において放射性物質に係る取り扱い基準、それから、設備基準等による規制がなされていることを踏まえて、今回は適用除外規定を削除することはしないけれども、他の法律との関係の整理を踏まえて判断を行うことが適当ということで先送りをされております。

我々の感覚としては、一応こういった形が出ておって、その背景としては今申し上げたような法律で規制がされているということが背景にあるのだと思いますので、それに重ねて何かをするというのは、ちょっと行政的に言うと難しいということでもあります。状況としては、そんな形で整理がなされているということです。

井上氏 そうすると、特殊廃棄物と特別廃棄物という形で放射性物質、いわゆる除染したものを環境省が処理をする形になっておるようですが、これはどういう法規定の中でなされたのですか。

立川氏 これはいわゆる特別措置法でやっているということでありまして、具体的にはまたこの24年の段階以降に、またいろんな法整備をしておるわけでありまして、そうした規定をご覧いただけたらと思います。

村山座長 よろしいですか。

では、中下さん、お願いします。

中下氏 私どものNGOで先月になりますけれども、中国とインドのボパールと、それから、タイからNGOの方を招いて、まさにこの事故時の処置、事故における化学物質管理の問題を中心にセミナーをいたしました。谷口さんにもおいでいただきまして、大阪府の取り組みを聞かせていただき、今のご紹介があったこととほぼ重なりますけれども、やはり余り大した費用がかからずに、非常に工夫されているなど。費用はかからなくても、これだけ緊急時の対応に備えることができるということを一生涯懸命現場でやっておられる姿に私どもも感銘を受けまして、実際中国の方は特にやっぱり感銘を受けられて、非常に勉強になったとおっしゃっておられました。

先ほど二次被害の防止ということをお話になりまして、私どももやっぱり被害をできるだけ防止することがとても事故時の対応で大切なことだろうと思っておりますけれども、皆さんもご存じの通り、あの天津の事故では、死者167名中90何名が消防士の方です。そういう形で人命を落としてしまって、今のお話だと、日本においても必ずしも消防法以外の化学物質の情報が消防関係のところには伝わっていないというのが現状だということなので、私どももやっぱり

これは早急に何とかしなきゃいけないのではないかと。そして、できることではないかと思っておりますので、この点は何とか改善していきたいなど。

自治体ごとにこういう条例を作られることはとても重要なことですが、やはりどこかの自治体だけが救われて、どこかは被害を受けるというのでは、やはりこれは国の責任としていかなものかと思っておりますので、私はやっぱりお話を聞いていると、P R T R法を今貯蔵量の届出も義務になっておりませんが、これ改正意見が今までも、また我々N G Oからも出しておりますけれども、ぜひこれを機に貯蔵量の届出についても義務づけるという改正を考えていただくと同時に、崎田さんからお話のありました緊急時の対処計画ですね。これまた本当に必要なことだと思います。中国の方もこれが必要だということを今回の天津の事故を見て、大変強調しておられました。

ということですから、緊急時の計画の立案といったものもP R T R法の中に盛り込んで、事故時にも使えるようなP R T R法というものをぜひ実現していただきたいなと私は思った次第です。これ次回以降のテーマになるかもしれませんが、今のせつかく貴重なお話だったので、これを踏まえてどのような国レベルの法律が必要かというところの私のアイデアを申し上げさせていただきました。ありがとうございます。

村山座長 ありがとうございます。化学物質に関する情報の提供のあり方、それから、緊急時の計画策定の話ですね。

そのほか、いかがでしょうか。大体20分ぐらい過ぎてきていますが、よろしいでしょうか。私も個人的には幾つか言いたいことがあります、少し抑えて次にいきたいと思えます。

それでは、2つ目ですが、はいその前に。

北野氏 今後の進め方と作業ですが、やっぱり先ほどちょっと井上さんもおっしゃったけれども、化学物質のライフサイクルがありますね。製造、流通、使用、廃棄と。各ライフサイクルの段階でどういう事故があり得るのかと。単なる漏えいの問題とか引火爆発の問題があって、それに対して現在の法律がどう対処していった、どこが足りないかと。また、そのための情報提供はどうあるべきかというような、そのような大きなマトリックスをこれから、今日はもういろいろ意見交換でいいと思っておりますので、大きなマトリックスはそういうことである意見を述べて、最終的にはそのマトリックスを作って、どの辺がやっぱりこれから深めていかなくちゃいけないのではないかとその辺の整理を少し事務局とも一緒にやっていけたらいいと思っておりますが、そういう意味では情報提供というのは教育にもかかわってきますし、事故ですね。ですから、今日は議論しやすいように3つに分けていますけれども、確かに相互

にお互いに絡んできているので、大きなマトリックスを作って、どの辺が抜けているのか、どこが足りないのかと、そういう形で整理して次回に備えたいかがかと思います。

以上です。

村山座長 どうもありがとうございました。今のお話の関連でいうと、最初に小野さんから紹介いただいた整理も関係ある気がしますね。ありがとうございました。

それでは、2つ目のトピックに移らせていただきます。こちらが製品中の化学物質に関する情報共有についてということで、事業者、消費者間の情報共有あるいは行政と市民間の情報共有、SAICMに基づく国際的な取り組みあるいはアメリカの事例ということでご紹介をいただいています。こちらについて何かご質問あるいはご意見ありますでしょうか。

崎田さん、お願いします。

崎田氏 ありがとうございます。

今回お示しいただいた中で、特に事業者と消費者のB to Cの情報共有というところが出ておまして、それに関して、今後の話し合いのときのまとめ方として一つお願いを申し上げたいのは、例えば消費者の目線から言えば、どういうときに情報が必要なのかというのは、例えば購入をするときにそれを見て自分が必要な情報かと考える、もう一つは使用時に必要な情報、そしてやはり廃棄のときにどう気をつけるかと、そういう情報が必要だと思うので、やはり情報と一口に言っても、購入、使用、廃棄、廃棄というか分別とかそういうことに資する情報がきちんとどう出ているのか、あるいはどういうところが足りないのかとか、そういうところが見えるような感じでいただければ、先ほど来いろいろ意見も出ていた廃棄時の問題もきちんと対応できるのではないかなと思っております。

私自身も製品表示に関しては、消費者の選択使用のことが大事ですけれども、今まで余り分別、廃棄、その辺のところの配慮まで議論が行っていなかったように思いますので、やはりそこをしっかりとやるのが今回大事ではないかと思っております。

なお、いただいた資料の中で、パワーポイントの14ページのところで、日本石鹼洗剤工業会さんがGHSラベルを自主的に進めているとあります。これは大変いいと思ったんですが、GHS、せっかく世界的にきちんと使えるものをということで国連も発信してやっていますが、日本は今、消費者に行く前のところまではこういう表示を使おうとなっていてますが、なかなか今、消費者製品のところまで行っていない。やはりきちんと全体が使えるように行くのがこれから大事だと思っておりますので、よろしくをお願いします。

村山座長 ありがとうございます。購入、使用あるいは分別、廃棄といったフェーズで検

討するというお話ですね。あと、GHSラベルの活用というお話をいただいたと思います。

そのほか、いかがでしょうか。中下さん、お願いします。

中下氏 こういう議論の前提として、とりわけこの消費者製品にどのぐらいの化学物質が使われているのか、それから、例えば表示なのですけれども、家庭用品品質表示法が上がっていましたけれども、この法律で何物質ぐらい表示が義務づけられていて、さらに、その表示の義務づけの根拠が何なのかということをもまず教えていただけますでしょうか。これは経産省さんにお聞きしたほうがいいのかと思いますが。

今日わからなければ、次回までにぜひお調べいただいて、先ほどご紹介がありましたアメリカの情報サイトによると、消費者製品に使われているのは1万5千の物質があると。それについて全部サイトがあるというのは、私たちは本当に消費者製品に含まれている化学物質については情報が欲しいのですけれども、どのぐらいの数が使われているのかということも、化審法のとくにも、私は指定化学物質の中でどのぐらいですかと聞いたことがあるのですけれども、わかりませんと言われました、そのときも。ということで、わからないのですよ。だから、教えていただきたいので、まずその情報を見て、どういうものにつけるべきなのかというのはやっぱり議論して、それで、そのときにつけるときのやり方はどうかとかいう議論が先ほど北野先生からご提案があったので、私もあわせて思いついたのですけれども、その辺の議論を全体の前提を明らかにした上で、議論をしていきたいなと思います。

廃棄についてのところは大変賛成で、なかなか廃棄につながるような情報が書かれていないことが多いです。有害物質についての廃棄物のごみ収集を特別やっているところというのはすごく少なく、限定された化学物質だけなので、こんなのは心配だなといつも思いながらも、なかなかどうしたらいいのだろうということが私たちもわからないというのがとても困りますので、そういう情報を入れていただければと思っています。

一度日化協さんにもお聞きしたいと思ったのですけれども、レスポンシブル・ケアの中にこの廃棄についてのケアというのは、どのような自主的取り組みでやっておられるのか。前にレスポンシブル・ケアのこれは政策対話の以前の円卓会議のときだったと思いますけれども、ご説明があったときに廃棄の問題が一言もなかったのですね。それはどうなっていますかとご質問したのだけれども、全然質問と違う答えが返ってきて、これはやっておられないのかなと思ったのですけれども、どうなんでしょうか。

村山座長 では、庄野さん、いかがでしょうか。

庄野氏 今の質問にクリアにお答えしますと、廃棄も当然含まれています。我々化学物質と

というのは先ほどもご紹介のように、ライフサイクル全般で今やはり管理していく必要がございますので、当然そういった話も我々のカウントの中に入っています。そうお答えしてよろしいでしょうか。

村山座長 よろしいでしょうか。

はい、どうぞ、亀屋さん。

亀屋氏 ちょっと論点を正確に把握するためにお伺いしたいのですけれども、廃棄といっても、例えば一般廃棄物といいますか、消費者のところから出てくるものであれば、収集があって、運搬があって、保管があってとか、あと中間処理があって埋め立てまであるわけですね。産業廃棄物ですと、今度は処理業者さんのところに渡されて、一応適正な処理をちゃんとマニフェスト等でやられているというところなのですからけれども、ここで議論すべきといいますか懸念されるようなところ、特にどういったところの廃棄の部分について議論したほうがよいと考えるかというのを教えていただければと思います。

中下氏 私でよろしいですか。

村山座長 はい。

中下氏 今の質問に関しては、もちろん製品です、やっぱり。消費者ですから、製品に書いていないとわからないところがありますので、そういう意味では使用段階、使用した後の消費者の一般的な製品として含まれているもので、使用した後のもの、ただ、例えば殺虫剤とか合成洗剤とかそういったものは、そのものもやっぱり製品といえども一部含まれているというよりもそのものという場合もありますよね。だから、消費者製品にやっぱり含まれている化学物質、それを廃棄する場合と考えていただければ。

亀屋氏 そうすると、消費者の方が直接何か悪い影響を受けることを懸念しているということではなくて、消費者が何か環境汚染の原因になっていないかどうかきちんとチェックしたほうがよいと、そういうお考えですか。わかりました。ありがとうございました。

有田氏 今のところに追加なのですが、同じ意見というか、行政の自治体の方たちもそういう廃棄のセクションの方というか取り扱っているセクションの方は、これは回収できないと。そうすると、消費者はどういうことで、どう廃棄すればいいかわからないということがありますので、その表示の方法というのは非常に難しく、狭い場所にどう書いていくかというものがあると思うのですけれども、そういう情報も含めて必要だとは思いますが。

中地氏 すみません、追加でいいですか。

今の話でいうと、例えば塗料なんかでしたら、最近はまだ余ったものを捨てる、廃棄すると

きには、当該の自治体に相談をして捨ててくださいとか指定に従って捨ててくださいと書いてあるのですけれども、実際それぞれ各自治体が一般廃棄物として塗料を受け入れるかという、受け入れていない。京都市さんとか幾つか分別して有害物質の分別を始められたところはあるわけですけれども、その辺の現状をやっぱりきちんと出してもらって、どうしていったらいいのかというのを一緒に事業者の方も含めて考えていったらいいのではないかと思います。

村山座長 ありがとうございます。それでは、よろしいですか。廃棄については家庭用品を対象にということによろしいですね。

では、ほかの点いかがでしょうか。崎田さん、お願いします。

崎田氏 すみません、今の廃棄のところがどこの部分かということをやっと一言なのですが、私も先ほど発言しているのは、特に消費者製品のところなんですけれども、課題として例えば事業者の中での川上、川中、川下のあたりのこの情報がきちんと伝達して、最終的に廃棄とかそういうところにきちんと情報が行っていると、今制度上ありますけれども、それがきちんと運用されて課題なくやっておられるのかどうかとか、何かそういうのは一度そういう何かチェックなどもやっていただいた上でいくとか、何か全体的に情報が共有できるといいなと思っています。よろしくお願いします。庄野さんから手が挙がっていますので。

村山座長 では、庄野さん、お願いします。

庄野氏 できるだけ情報提供をさせていただこうと考えています。ただ、廃棄物全体をやはりどう議論するかということですが、単に消費者製品だけじゃなくて、いわゆる工業用製品の一部とかあるいは我々正直言いまして、携帯電話一つにしてもみんな廃棄物でどうするんだという議論になってくるわけですね。非常にスペクトルが広い中で、どうこの化学物質を捉えるのか。まさに先ほどICCM4でございました製品中の化学物質というのは、その辺の議論がやっぱりかなり入っていると思います。だから、そういった意味では、いかにしてリスクを減らすための情報を皆さんと共有するか、伝えていくか、製品の中でそれを生かして管理につなげていくか、それは廃棄方法もあるし、リサイクルもあるでしょう。そういったところに議論を結びつけていければいいと思います。ありがとうございます。

村山座長 ありがとうございます。

橘高さん、どうぞ。

橘高氏 これまでも何度か申し上げてきたのですけれども、B to Cの情報提供とB to Bの情報提供で化学物質名が違うということがあります。非常にわかりにくいので、情報提供をする際の化学物質の表示名については、ぜひその点もご考慮いただきたいと思っております。

今日ご提供いただいた資料でも14枚目のスライドのところに洗剤の表示の例が出ていますが、界面活性剤の系列を示す用語でもよいということになっていて、例えば高級アルコール系（非イオン）というだけでは、具体的に消費者としてどういうものが入っているのか、どういう毒性があるのかということところを調べようとしても、調べることができません。結局どういう物質なのかがわからないという点では、ちょっと表示としては不十分じゃないのかなと思っております。

今、B to Bのほうが情報の共有が進んでいるとは思いますが、B to CもB to Bとつながるような形で情報提供をしていただきたいということを改めて申し上げます。

村山座長 ありがとうございます。表示名の統一ということですね。

はい、有田さん。

有田氏 今、化学物質名がJISで物質名を統一していく方向にあると思います。それが最終的には全部同じCAS番号も含めて、JISで全部統一された物質名になるのかどうかということをお聞きしたいのですが。

村山座長 お願いします。

山内氏 今やっているのは、新しく名前をつけるところで、ちょうど隣が厚労省さんなのですけれども、一番多分違うと言われているのは、この安衛法の世界と化審法の世界が違うと言われている、少なくとも新しいものについては同じものをつけようじゃないかということをやっています。古いものまでできるのかということ、これはもう法律の体系が全然違って、その中の位置づけになっているので、これはなかなか難しいのだろうとは思いますが、少なくとも今後はそういうものは出てこないということを目指しています。

村山座長 では、短くお願いします。

中下氏 すみません。私どものまたNGOで2020年目標に照らした日本の化学物質管理のあり方ということで、この3年間研究してきております。そういう中でいろいろ化審法の見直し規定後の運用についてもお話を伺ってまいりました、各省庁と。その結果、先ほど小野さんに示していただいた大きな、大きなリスクの考え方の表に照らしますと、労働安全の分野はそれなりにリスク評価を毎年やられて、それについて労安法が逐次改正をされてきています。指定物質が追加されてきている。ところが、直暴の中でも消費者製品の暴露については、やっぱり1万5千もアメリカではあると言われている消費者製品の中で、わずか20物質程度ですよ、家庭用品規制法で規制されているのは。というような状況で、しかも、毎年のようにリスク評価しているかということ、そんなことはなく、何か思いついたようにやっている、問題になれば

というようにしか私たちにはやっぱり受け取れないのが実は実情だと思いました。

ということで、なぜ私が消費者製品の表示にこだわっているかというと、今のような大きなやっぱりホットスポットがある消費者製品の暴露については、そういう中でせめて表示だけはきちっとしていただかないと私たちが自分の安全やあるいは自分が環境汚染の加害者になるということを避ける方法がない、ここの部分を強調しておきたいと思います。ぜひ考えていただきたい。

村山座長 少し時間が厳しいので、30秒をお願いします。

有田氏 わかりました。化粧品の問題で白斑問題がありました。愛称としてつけた名称が記載してあり、当初、マスコミ報道の物質と製品の裏側に書いてある名称が違って、消費者がわからなかったということがありました。それで私は、情報として機関紙などで発信しました。ところが、メーカーで少し違っていたりしたので、多分気づかれないままの方もいたかもしれないと思います。そういうこともつけ加えたいと思います。

村山座長 ありがとうございます。幾つか課題を出していただきましたので、また次回、そのあたりを深めていければと思います。

では、3つ目の人材育成のトピックですね。こちらについてご議論いただきたいと思いますが、先ほどのご紹介では、教材あるいはNPO、学会取り組み、それから、日化協の取り組みをご紹介いただきました。この点について、井上さん、どうぞ。

井上氏 ありがとうございます。

先ほど日化協さんからの報告、非常にありがたく聞いておりました。日化協さんの考え方というのは、先ほど庄野さんに報告していただいた最後のほうの考え方は非常にいいことだと思ひまして、第三者機関をちゃんと作ってやっていこうということについて、ぜひそれは実現させていきたいと思ひます。

その中で私たちが自由に意見交換できるような場が作れるといいと。ただ、日化協さんがやられているセミナーはちょっと高過ぎて僕らは参加できないのですが。

庄野氏 会員になっていただいて。

井上氏 それで、実は今日ちょっとこれ話が大分昔に戻って申しわけないと思ひますけれども、やっぱりどうしても私気になってしょうがないのは、私たちが使う言葉がどうも概念がはっきりしないまま使われていることが多いと思ひているんですね。

そういう意味では、前に北野座長が議長のときにちょっと私は安全・安心という意見を言ったことがあります。安全と安心というのは、本来概念の違うものを無理やり中黒をつけるこ

とによって一つにして、何となく安心を宣伝していると、こういう言葉の使い方を僕はぜひやめてほしいと。安全と安心というのは、本来違う概念なのですよね。しかも、社会科学的な概念と自然科学的な概念を一緒くたにするというのは、どうも物事をごまかす一つの手法になりますので、私はそのぜひきちっと定義をはっきりさせた上で言葉を使っていきたいなと思いますので、今後のやはりリスクコミュニケーションをやっていく上では、一番一般の市民の方々がわかりやすい言葉で、しかも、はっきりした概念で話をしていきたい。そういった点で、日化協さんの先ほどの庄野さんの提案の中で、第三者機関みたいなものを作って、その中で意見交換をして、きちっとした言葉の使い方あるいは概念を明確にしていくという議論を一度やっていただけたらなと思っております。

それから、もう一つ、ちょっとこれはこだわるようで大変恐縮なのですが、今国民と申しますか、関東の人間かもしれませんが、環境汚染の問題を一番シビアに感じているのは放射能汚染の問題だと思うのです。放射性物質の汚染をしてしまったという現状の中で、これをどう一般の市民の人たちに伝えていくのか、あるいはそのリスクについて話をしていくのかというのがどうもてんでんばらばらというのが現状だと思います。一方の当事者と一方の当事者がはっきりして、もうはっきり対立概念でしかものが見られていない感じがありまして、そこを整理しないとリスクコミュニケーションは、本当は成り立っていかないと。お互いに言ったら言っぱなしという感じなので、それは教育の現場も含めて、一度全体の言葉の使い方を含めて整理する必要があるのではないかなという感じを持っております。

先ほど紹介していただいたこの中に高校のありましたね、指導要綱ですか。指導要綱の中にずらずらっと書いて何となく読むんですけども、最初に化学物質の有用性、それから、危険性みたいな言い方をするのですよね。最初に全てが有用性の話から出ていくと、それは悪いことじゃないのだと思いますけれども、場合によっては違う表現の仕方が必要なのではないかなと。つまり人材育成の問題の中で、そういう混同させないための、悪いものは悪い、いいものはいいというのをはっきり分けて考えられるようなやはりコミュニケーションの主体と申しますか、人材というのをどうやって育てていくか。私たちは、ぜひそういうものの考え方の中で、私たち自身の役割を果たしていきたいと思っておりますので、ぜひ皆さんにもその辺についてはご理解いただきたいなと思います。

村山座長 ありがとうございます。言葉の定義の問題、それから、第三者機関のあり方ですかね。あと、放射性物質については前回もたしかお出しいただいたと思うのですが、この会合でどう扱うかについては、先ほど立川さんからもお話しありましたので、なかなか難しいか

という気はするのですけれども、恐らくこの中にもかかわっておられる方は数多くいらっしゃると思うのですが、ご意見として承ったことにしたいと思います。

崎田さん、どうぞ。

崎田氏 すみません。今、放射性物質のリスクコミュニケーションのお話が出たので、一言申し上げようと思いました。

それで、今私も私なりに福島、特に福島県庁と、あと環境省の福島環境再生事務所とかこういうところと連携しながらリスクコミュニケーションの場作り、仕組み作り、支援の仕方、それと今後どういうことが足りないかというのを定期的に発信したり、相談員制度の確立とそれのフォローということに関わらせていただいております。

それで、まだ事故の対処というところなので、なかなかじっくりと話し合うというのも、やはりきちんとした情報を出して、何回か連続とかいう感じでやるというくらいの腰を据えていただくのがありがたいかなと思っています、やる場合は。それで、事故の後、やはり近隣の小学校などでも、今まで原子力発電所で事故が起きたら、放射線というのがどういうものなのかということがあまり学校できちんと伝えられていなかった、あるいはだからこそ大人も知らなかったという現状があって、そういう意味では、基本的なところをしっかりと学んでいくということ自体は大変重要だということで、そういうベーシックなところの必要性みたいなのも盛んに今、議論をされておりますので、そういうところからじっくりと話し合っただくというのは大変ありがたいのではないかと考えております。

なお、もう一つなのですが、今、福島の環境回復とかそういうものに関してのこれまでの取り組みとこれからの研究の知見を集積するために、いわゆる政府各省が予算措置をして、福島県庁が今中心になって準備をしておられる福島県環境創造センターが来年の4月から福島県の三春を中心にして開始されます。それに国環研やJAEAさんが今その人材を送り込むということでやっておられますが、そこに情報発信の中心になる交流棟というのができます。これがこれからの放射線の研修とか学習の中心になれるような情報整備を今進めていますので、こういうところできてから、ぜひ活用しながらコミュニケーションしていただければいいのではないかなと期待をしております。よろしく申し上げます。

村山座長 ありがとうございます。私も福島県にしばらくいた関係で、県の廃炉監視協議会の委員をやっていたりしますので、かかわっている一人ではあるのですけれども、この話をすると、恐らく相当いろいろ材料が出てくるので、どう扱うかはまた今後検討させていただきたいと思います。

はい、どうぞ。山本さんですね。

山本氏 山本です。

私たち、この8年ぐらい毎年2月に各地のコンビナートでコンビナート政策交流会というのをやっています、来年、次回は大阪の堺泉北で開催します。特に東日本大震災以降、このコンビナート政策交流会のテーマが非常に防災とか事故とか、そういうものにかかなり焦点を当ててきております。先ほども事故時の対応とか緊急的な課題とかという論点も出ましたけれども、それとまたがっていると思うのですけれども、人材育成と、それから、緊急時、それから、事故、こういうものを重ねながら今取り組んで、これは保安とかそういう事故防止とかというのはありますけれども、そういう観点から取り組みをしておりまして、先ほど大阪の谷口さんからいろいろ化学品がどういう事故時に挙動するかとか、そういう問題が指摘されましたけれども、これも非常に重要な問題だと思っています。

私たちの観点としては、まずインフラ的な面としてコンビナートは大体臨海部の造成地、この構造的な強化をどう図るか、それからあと、そこで操業している運転員、オペレーターの人たちの安全、それから、化学物質が流出するとか漏えいするとか、そういうときに一体どういう対応ができるのかとか、そういうものを軸としながら今勉強しているといいますが、取り組んでいるということで、またいろいろ大阪等の知見とか情報があれば教えていただきたいというふうに思っております。

それからあと、先ほど庄野さんから取り組みの一部ですね。特にケミカルリスクフォーラム、これ非常に重要な取り組みをされていると。高いという意見もありましたけれども、会員になれば無料だということでしょうね。

庄野氏 いやいや、皆さんは無料です。オープンなんです。

山本氏 そうですか。わかりました。こういうことも非常に重要で、特に私たち組合員一般からすると、文系も営業もいろんな人がいますので、やはり問題意識としては底上げというか、ちょっとボトムアップで、最低限これぐらいのことは知っておきたいということは幾つかあると思うんですね。例えば化学でいうと、有機とか無機とかそういう非常に基本的なもの、それから、最近膀胱がんの事例が出ました芳香族アミンとかそういうものは一体何なのかとか、そういうことを知っておきたいということもありますので、もちろん毒性の専門家育成とか疫学調査、こういうことも非常に重要ですが、どうやってケミカルリテラシー、そういうものを向上させていくかということに非常に興味を持って取り組みもしていけたらと思っているところです。

以上です。

村山座長 ありがとうございます。では、丸田さん、どうぞ。

丸田氏 本日のテーマの一つに人材育成ということがありまして、こういうことをお話ししようと思っていた大半のことが庄野さんの最後のスライドで言われてしまったために、えらいことだと思ったところですが、皆さんご存じのとおり、この国自体は人口がどんどん減っていくという中で、いかにして人材力を上げていくかというのがいろんな分野で喫緊の課題になっておるわけです。

今、厚生労働省の審議会の中でもいかにして人材育成を図っていくかという話をしております。その中でも学校教育とどう連携をしていくのか、そして、庄野さんのスライドにあります社会的な地位、経済的待遇、それをどう確保していくのか、そういったことも議論になっておりますが、あわせて人材育成、特にコミュニケーションの観点から考えたときに、どうしても視点として持っておいていただきたいと思う点があります。専門的知識や情報を持った人を育成する。ただ、その人が自分一人で情報を持っているだけでは何ら効果がないわけでありまして、職場でいろんな化学物質を扱っている人に対してどう情報を伝えていくのか、地域社会、地域住民に対してどう情報を伝えていくのか。自分の持っている情報をどう広げていくのか、しかも、一方的に教えるだけではなくて、コミュニケーションをとりながら必要に応じてかみ砕いて説明していく。言葉の使い方が適切かどうかわかりませんが、半分宣教師のような、そういう人材が必要だと思えます。専門性の高い知識を持つだけではなくて、いかにしてその知識を広げていくことができるのか、そういう人材が必要だということも今後人材育成の観点では持っておく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

村山座長 ありがとうございました。

では、先に庄野さん、どうぞ。

庄野氏 これちょっと出させていただいている都合上、ちょっと責任も感じているのですが、きょう高等学校学習指導要領というのが出ていて、一部そういうことがここにはつらつらと書いてあるんですけども、実態はほとんど実は余りやっていないような話をちょっと先生から聞いています。それと、私はあえて初等中等と書いたのは、これもあるというのも意識していたのですが、やはり義務教育課程である程度この化学物質に関するコンセプトをある程度入れていただく必要があるかなということで、我々も文科省さんにちょっとお願いを申し上げようと思っています。

それと、最近やはりいろんなシチュエーションで感じるのですけれども、例えばセーフティデータシートの文字の読み方、例えばですよ。発がん性と書いてあって、情報なしと書いてあると。情報なしは白だと思ふ人がいっぱいいるのですよね。でも、それはとんでもない話で、情報がないというのはデータが取れていないという、ちょっと良くない話だと考えたほうがリスクヘッジになるのですけれども、その辺の微妙なところの読み、見方、こういったことをやっぱり体系的に教育の中で取り入れていただきたいなと思います。これは村山先生にむしろご意見があるのではないかなと思います。

村山座長 ありがとうございます。

きょうは進行なので、余りお話ししないほうがいいと思ってはいるのですが、以前確か井上さんがご紹介された中に文科省のリスクコミュニケーションに関する取り組みがあって、報告書が出ているんですね。その中で一定の議論がされていて、これをどういうふうに教育の中に盛り込んでいくか。私も学会の事務局長として情報提供したのですが、化学物質に特化しているわけではなく、ほかのリスクも含めて議論がなされています。ですから、きっかけは少してきてきているのですが、今後そのあたりを深めていく必要があるということだと思います。

では、少し時間が過ぎておりますので、あと中下さんと有田さんと一区切りさせていただきたいと思います。

中下氏 庄野さんのこのご意見、全く賛成であります。こんなに意見が一致したのは珍しいなど。ノーベル賞でいつもいつも大騒ぎするたびに、どうして毒性学者がもらえないのだろうといつも私は忸怩たる思いをしておりますので、本当に大賛成でございまして、特に賛成しますのは今おっしゃった通りですが、本当に義務教育でやらないとだめだと私は思っています。というのは、皆さんご存じだと思いますけれども、化学物質の影響で一番バルネラブルなのは胎児です。そうすると、胎児を妊娠しているお母さんあるいはその子供たちを育てていくお父さんにそういう知識がないと、これは子供さんにとっては本当に何とも気の毒な話でございますので、やっぱりそこを考えると義務教育が必須。文科省はなかなか消極的だというのはわかっていますが、ここは本当にこの政策対話だけでも合意ができれば、文科省に発信していきたいなと思いますし、まず、当事者として呼ばないと悪いので、一度ここで呼んでお話を聞くなりメンバーにも加わっていただいたらどうかと私はかねがねシックハウス問題とシックスクール問題で国交省と文科省を呼んでほしいという意見を持っておりますけれども、この2つの官庁が望ましいのですけれども、とりあえずこの文科省に来てもらうと。

それから、環境教育推進法では一応文科省も入っているのですよ。ただ、初等中等教育の中

のその学習指導要領の中に乗っからないという状況ですので、もうちょっとですから、そのところから突破していきたいなと思っています。

村山座長 ご提案として承りました。

では、有田さん、お願いします。

有田氏 人材育成ということでは、まさしく中下さんがおっしゃった通りというよりも、庄野さんの今日のお話というかペーパーは素晴らしいと思いましたし、中下さんと同様に初めて意見が合ったということではなくて、ほかのところも合う部分はあると思いますけれど、やはり時々それはちょっとと思うときもあります。人材育成で確認したいのは、環境省さんで進めていた人材育成の分野が今どういうふうになったのかという部分ですね。

それから、人材育成に対していろんな対話も含めてですけれども、まさに最初からこの人たちはわからないからという態度で臨んだりすると、いくら化学のことを知っている人が説明しても、それは受け入れられないということがあります。実は私は今日は主婦連として参加していますが、別の立場で自動車会社など企業と地元住民とのファシリテーターも行ってきています。企業と住民の対話を進めて、自治体はそんなことは問題じゃないと思っていたことが、有田さんがおっしゃる通りに進めてみたら実は住民の苦情や考えは別で、企業も自治体もリスクコミュニケーションを行って良かったと感想をいただきます。その結果、今後取り組んでいきますというようなことも含めて、これまでも経験しております。その様な場で必要なのは傾聴と謙虚なのですが、その様な態度がないと非常に怒りが沸いてきます。対話のあり方、それから、専門家の態度、それから、一番今日私が庄野さんのお話の中で、そういうことを言っただけだと本当にいいなと思ったのは、発がん性の考え方をおっしゃった事です。環境省さんの人材育成をお聞きしたいと思います。

村山座長 立川さん、よろしいですか。

立川氏 すみません、環境省の人材育成というどの分野なのかですが、例として化学物質アドバイザーの派遣制度だとすれば、正直言って責められる部分はあるのかもしれないけど、平成15年にできた当初は、派遣回数が延べで大体、これが多いかどうかは別として50件ぐらいあったそうですが、ここのところは数年間20件台後半というレベルになっています。

どういう原因があるのかという部分はあるのですけれども、ちょっと人材育成とまた違うのかもしれないですが、必ずしもうまく回っていないということは我々も分析をして、今まさしく有田さんがおっしゃった通り、どういうやりとりで期待値が上がっていかないのかということをやっているかといけないのかなという気はします。我々も、我々もという言い方も怒ら

れてしまうのかもしれませんが、決しているいろいろじゃなきゃいかんという気はないんですけれども、なかなか様々な人に、非常に要求レベルが高い人と、まだ下地がない人と一緒に話をしていくというのがなかなか難しいというのが現実的にあるのかもしれない、そういう意味でいうと、今日ちょっとこの話を伺っていて、確かに初等教育とかそういった段階で私は何か聞いたかなという思いになりました。私も環境省採用の人間ですけれども、環境問題というのを認識したのは多分高校のころに汚い川の近所の高校に通っていたせいかなという思いで、そういった意味で言うと、確かに何かそういうところからやっていかないと、なかなか一足飛びにはいかないのかなという思いもしました。

村山座長 ありがとうございます。お二人拳がってはいるのですが、大変申しわけないんですけれども、ちょっと時間が。30秒だけどうぞ。

橋高氏 すみません、橋高です。

先ほど国交省、文科省にもということだったのですけれども、製品の表示のところを議論するときにも、消費者庁も含めて表示の担当等のしかるべき部署の方にご出席いただけるようにしていただきたいと思います。

村山座長 思いのほかいろいろご提案をいただき、ありがとうございます。

それでは、時間が少しくつなくなっていますので、崎田さんには大変申し訳ないのですが、1月8日までにメールでぜひご意見を、ほかの方も含めていただければと思います。よろしくお願いたします。

あともう一つ、議題、その他にはなっているのですが、労働安全衛生法の改正についてということで資料をご用意いただいています。こちらについて柳川さんのほうからご紹介いただければと思います。よろしくお願いたします。

柳川氏 では、私から、私どもで所掌しております労働安全衛生法につきまして、最近、大きな改正を行いましたので、皆様のご参考にご紹介をさせていただければと思います。

最初のスライドはここ十数年間の化学物質を原因とした労働災害の発生状況を示しております。ただ、一言お断りしておきますと、これは統計の方法の関係上、慢性毒性についてはほとんどが含まれておりません。ですから、化学物質による職業がんですとか、そういったものについては含まれていないということをご理解ください。さて、この図で最近数年間をみますと、残念ながら400件から500件の範囲内で推移しており減少傾向が余り見られないという状況がございます。ただ、私どもはまだ減らせると考えております。と申しますのは、一つ一つの災害を見てみますと、これはちょっと予見できそうにもないなというのは比較的少なく、これは

事前に予見ができたのではないかと思われるものが多いのでございまして、そういう意味ではまだ減らせると思っております。

次のスライドですが、私どもの労働安全衛生法におきましては、従来型といいますか、これまでは化学物質を一つ一つ法令の中でリストアップをいたしまして、そのリストアップをした化学物質についてこのように取り扱って下さいということを詳細に定めるといったやり方を採っております。しかし、現在、既存の化学物質だけでも職場で使われているもの、数え方にもよりますけれども、6万種類と言われており、毎年1,000種類程度の物質が新たに労働現場の中に投入されてきております。しかも、これらの化学物質、大変多様な使われ方をされております。このような状況の中で従来型の一つ一つの化学物質をリストアップしまして、詳細な規制をかけていくというやりかたでは必ずしも現実的ではないというような場合も出てまいります。もちろん従来型の方法も、それはそれで当然有効な方法でございしますが、それと併存して別な方法も必要になってきているわけです。

次のスライドは私どものほうで定めております労働災害防止計画と申しまして、労働災害防止などの基本計画ですけれども、この中で化学物質対策につきまして、講ずべき施策として3つ上げております。上のほうのaは今申し上げたリストアップしている物質の数を増やしていくと、それを加速化していくということなんですけれども、bとしてリスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供ということを挙げさせていただいております。

そのリスクアセスメントの考え方を次のスライドに示しております。基本的な姿は、事業者に対して化学物質についての危険有害性の情報を適切に伝えていくシステムを設けるとともに、その情報を得た事業者の方が適切に労働災害のリスクをアセスメントして必要な対策をとって頂くといったような、新たなというわけでもないんですけれども、従来型のリストアップ化する方法に比べれば新しい方法をとってきているということでございます。有り体に申し上げますと、川上企業と川下企業を比べてみますと、どうしても川上企業のほうが有害性に関する情報を得るノウハウを持ってありますし、知識もありますから、言葉は悪いですが、お金をとって化学物質を譲渡する以上は、やはり有害性の情報をきちっと相手に伝えてくださいねと。伝えるについては、表現の方法、これは国際的に調和された方法で伝えてくださいというのが一つです。

そしてその情報が来たらリスクアセスメントを行いましょうということが二つ目です。事業者によるリスクアセスメントというと、何か法律で定められた特殊なことをやらなければいけないとか、逆にどこかにオフィシャルな方法があってそれをすればすべてのリスクがすべて判

るのだろうかと思われるかもしれませんが、そういうことではありません。要は、SDSなどで有害性等の情報がわかるわけですから、その有害性等の情報をもとに職場のリスクの程度を判断して、リスクの程度が無視できるようなレベルでないのであれば、それが現実化しないような方法をお考えくださいということでございます。私ども、事業者の方をお願いしているのは、法律があるから、どうすれば法律違反にならないのかと考えるのではなくて、どうすれば労働災害のリスクの大きさを評価して災害を発生させないことができるんだということから出発をしてくださいと。このリスクアセスメントを行うに当たってはですね。こういうことをお願いしているわけでございます。

次のスライドはちょっと字が細かくて申しわけないのですが、これが今回皆様にご説明をするメインのスライドになるわけでございます。改正のお話の前に、真ん中に三角形が1つ書いてございまして、これが現行の私どもが、労働災害を防止するために化学物質にどのように規制をかけているかということをお知らせしたものでございます。一番上に石綿等とありまして、8物質については製造、輸入、使用といったようなことを全て禁止してございます。それから、その下にある台形はリストアップをして、事細かに規制をかけているものですね。これが119物質ある。その下に640とございますけれども、これはSDSの義務付けですね。この物質は情報をきちっと伝達してくださいというものが640あるわけですね。

こういうふうに申し上げますと、既存物質が6万あるうちでわずか640かと思われるかもしれませんが、ただ、この6万のうちかなりの部分については、それほど使われていないものもありますので、この640を押さえることによって、職場で使われる有害性のある化学物質のうちかなりの部分は押さえられているのではないかなと思っています。

ただ、事業者の方に誤解をしていただきたくないのは、こういう三角形の図をご覧くださいますと、どうしても上のほうは有害性が高く、下のほうは有害性が低いと思われがちなんですけれども、これは必ずしもそうではないということですね。また、中西準子先生のお言葉を借りれば、この119物質のところ、これは国がお金をかけて、こうすれば安全だよという方法を示してくれている物質という見方もできるわけございまして、また、この640物質、ほとんどのものはACGIHがTLVを定めてあるか産業衛生学会が許容濃度を定めてあります。つまりどう扱えば安全かということがわかっている物質という見方もできるわけです。

したがって、有害な物質を代替するという理由で、安易にこの上の物質を下の物質に切りかえるということは、かえって職場のリスクを増大させてしまうおそれもあるのだということでございます。このことは、事業者の方に私どもは常日ごろ強調しているところでござい

す。

さて、メインの法改正のお話ですけれども、この左側を見ていただきますと、現行の規制については、すでにちょっと申し上げましたけれども、この119物質にラベル表示を義務づけており、640物質についてSDSを義務づけております。なお現在でも、このSDSとラベルにつきましては、全ての有害な物質について努力義務がかかっておりますし、また、全ての有害な化学物質についてリスクアセスメントの努力義務がかかっております。そして、当然のことながらこのSDS制度は、有害性が伝わってくれば職場の中できちっとした対応がとれるだろうということを前提としたシステムなわけです。

現実にほとんどの企業では、現にとられていると思いますけれども、ただ、例の大阪の胆管がんのような事件が発生してしまいました。そのため、これを一つの契機といたしまして、このラベル表示の対象を640まで拡大するというと同時に、リスクアセスメントについても、この640については努力義務を義務にするというのが今回の改正ということになるわけでございます。

次のスライドは改正法の概要でございます。条文をかなり省略して書いていますけれども、1つは一定の危険性、有害性が確認されている化学物質、640物質ということでございますけれども、これにリスクアセスメントを行うよう義務がかかります。危険性又は有害性等の調査と法律には書いてあるんですが、わかりやすく言えばリスクアセスメントということになります。なおここに「又は」と書いてありますけれども、これはどちらかをやればよいということではなくて、当然のことながら双方が必要になってきます。これが事業者の義務となってきます。

次に、事業者はこのリスクアセスメントの結果に基づいて、労働安全衛生の法令の措置を講じる必要があるれば、それは当然義務があるわけですけれども、そのほかリスクアセスメントの結果に基づく必要な措置を講じることが努力義務となっております。こう申し上げると、えっと思われる方もおられるかもしれません。何で努力義務なのということですよ。

考えてみれば、有害性の情報が伝わってきた。その危険有害性の情報に基づいて、こういう対策が必要であると。現状ではこういう労働災害発生リスクがあるということがわかった。にもかかわらず、その結果の肝心かなめの対策を講じるのは努力義務でいいのかと思われるかもわかりません。これは当然いいわけがないのでありまして、当然これはやらなければならないことです。けれども、法律上は明確な定義が定められないものを義務化するわけにいかないという、これは法律立法上の制限がございます。そのために努力義務となっているだけのこと

でありまして、当然のことながら、これはやらなくていいものではございません。これはやらなければならないものであるというふうにご理解をいただければと思います。

それから、義務の対象者は、このような化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業者となっております。

次のスライドは、簡易なリスクアセスメント手法であるコントロールバンディングのひとつですけれども、厚生労働省方式のコントロールバンディングと書いてありますが、実は、これはイギリスの安全衛生庁が開発いたしましたコッシュエッセンシャルをそのまま日本向けに焼き直したものです。厚生労働省で、こういう簡便な方法もありますよということを紹介しているわけございまして、行政としてはこういった方法でも構わないとしております。これはブラウザを用いて行うもので、ウェブ上でごく簡単な幾つかの情報を入力していただきますと、こういった対策シートが出てまいります。これに従って対応をとっていただければいいということですが、これはあくまでも簡易な方法でございますので、ひとつご理解をいただければと思います。

さて、時間がなくなってきました。次のスライドが最後になります。私どもといたしましても、事業者の方に対しまして、こういったリスクアセスメントが適切に行われるように、さまざまな施策・事業を行っているということを紹介いたしまして、非常に駆け足になりましたけれども、以上で私からのご報告を終わらせたいと思います。

村山座長 どうもありがとうございました。以上のような形で法改正がされるということになります。来年の6月施行ということですね。

柳川氏 そうです。公布は既にされております。

村山座長 法改正はされたということですね。失礼しました。

何かご質問ありますでしょうか。中地さん、どうぞ。

中地氏 これは質問というか、どちらかという意見ですが、私アスベストとか胆管がんの被害者の支援をする組織に属しているんですが、今日お話しあった法改正の中身のリスクアセスメントの結果についてやっぱり労働者へいかに伝達するのということを知りやすく進めていただきたいと。教育推進事業ということで、最後のスライドには書いてありますけれども、その辺を人材育成という観点からも押し進めていっていただきたいと思います。要望です。

柳川氏 すみません、先ほどはちょっと時間がなかったので省略いたしましたけれども、リスクアセスメントの結果を労働者に周知することは、労働安全性法上の義務になっておりま

す。

村山座長 そのほか。有田さん、どうぞ。

有田氏 義務になっていても、例えば胆管がんの被害者を出した事業所は、以前から分かっていたというのに、そういう情報が流れていなかったと聞いています。そこで、ハローワークなどに行き就職をした人がまたそういう状況にさらされるということがあったと思うのです。ハローワークで新しく職を探していった方には、その時点では知らされていない。今はもちろんその事業所は改善されていると思うのですけれども。

柳川氏 失礼しました。これはあくまでも労働者の方に対して周知をしてくださいということとございまして、広く一般に知らせてくださいということにはなっておりません。

有田氏 以前出席されていた厚生労働省の方にこの会議の後ですけれども、そういうことがもう既にわかっている状況で、知らずにそこに就職していった方が暴露させられてしまったという状況は、労働者にこれからなる人には知らせないというのはよくない。換気の状況など職場環境をハローワークなどでも知らせる方法はないのか、何かできないかというお話をしたことがありました。どうなんでしょうかということです。

柳川氏 基本的に問題があるのであれば、これは解決をするべきであって、それを広く世の中に知らせるとするのは、これは別の話だと思います。まず解決をする。

有田氏 それはもう十分わかっています。でも、それがわかっていて、結果的にはそういうふうは何年も、何年も解決していない状況があった。厚生労働省は把握されていなかったけれども、そういう事業者だということはある程度分かっていた、知っていたというのも聞いたことがあります。そこは、どうなんでしょう。

村山座長 では、最後に一言だけ。

柳川氏 最後ということですが、基本的にそういったことを一般に周知するといっても、余り現実的ではないかなという気がいたします。そこは、やはり事業者に対してきちっと解決をしてくださいと申し上げていくのが筋であって、そのような状態は異常なものですから、そのような状態があることを前提に、それを知らせるといふことにはなかなかならないのではないかなと考えております。すみません。

村山座長 ありがとうございます。過去の教訓は私も承知はしているのですが、これからは変わって行って、リスクアセスメントを周知した上での未然防止が目指されているということでご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

ほかにもご質問あるかもしれませんが、もしありましたら、また事務局へメールでお知らせ

いただければと思います。

それでは、少し時間を過ぎてしまいましたが、こちらで事務局に進行をお渡ししたいと思います。

事務局 ありがとうございます。

先ほど先生からもご指摘のあったとおり、ここでご発言いただけなかったご意見につきましては、追加で事務局にご連絡いただければと思います。

次回政策対話は来年6月ごろを一応予定していますけれども、今後の議題の設定の仕方ですとか進め方の部分も含めて、委員の皆様にはきちっと丁寧にご相談させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、引き続きお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

あとは事務連絡ですけれども、傍聴者の方へアンケートをお配りしておりますので、お帰りの際に事務局までご提出いただければと思います。

それでは、以上をもちまして、第9回化学物質と環境に関する政策対話を終了させていただきます。長丁場にわたりまして、どうもありがとうございました。

以上